

平成17年第3回瑞穂市議会定例会会議録(第4号)

平成17年10月20日(木)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松野光彦
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

議長（土屋勝義君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

7 番 浅野楔雄君の発言を許します。

浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） 議席番号 7 番、翔の会、浅野でございます。

一般質問通告書に従いまして、1 から 3 番、各校区別通学路の点検状況について、各校区別地域活動状況とその指導は、校区別行事の指導方法について、この 3 点をお尋ねしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

質問席にかかわらせていただきますので、お願いします。

それでは、第 1 項目めの各校区別通学路の点検状況についてお尋ねいたします。

市内小・中学校校区別通学路の点検状況は、どのような方法で、年間何回ほど実施されておりますか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 校区別の通学路の点検状況、何回という御質問でございますが、ほとんどの学校が 4 回でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） 今、年間大体 4 回平均ということでございますが、私が大体全市内回らせていただきまして、大分まずいなというところがあるんですけど、いわゆる各校区の通学路上にある車確認のミラー、こういうのが横を向いたり何かしているという状況のところ、それとかこれは一部偏りますけれども、いわゆる本巢縦貫道、北中の南へ渡りますと斜めに穂積の商店街の方に入って行く道路が非常に狭いということで、ここも通学路になっておりまして、ああいうところとか、そのほかたくさんあるんですが、やはり時間帯によって一方通行なり何かにして、いわゆる子供の安全を保つために心配りをしていただくということが必要かと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 先ほど4回というふうに申し上げましたが、それぞれの学校により点検回数や実施時期は異なりますが、市内各小学校ではほとんどの学校において年間4回ほど通学路の点検を行っております。一斉下校時に、教職員や保護者が児童たちとともに通学路を実際に歩く等、危険箇所等の確認をしております。その結果、明らかになった問題については、学校・PTA・地域、それから教育委員会、都市整備部等が連携し、それぞれができる対応を考えて実行しております。例えば交通安全指導に係る問題につきましては、学校や家庭で児童への安全指導の徹底、また環境面の側面では、都市整備部にお願いをする側面が多いわけですが、道路補修やガードレール等の補修を実施していただいております。また、交通安全協会等の協力も得て、路側帯の白線を引いたりといったことも実施しております。

各学校それぞれ点検をしておりますし、どの学校におきましても、いわゆる地域懇談会、それからその機会にさまざまな補修が必要な箇所等についての中身を検討しておっていただきます。ちなみに、牛牧小学校区では、全部で46項目80カ所といった御要望をお聞きしております。

教育委員会が都市整備部につなぎをしながら、都市整備部の方で非常に毎年配慮しておっていただくわけでございます。その中には、市が行うべきもの、それから県にお願いすべきもの、またそれぞれの地域、保護者、あるいは子供たち自身が注意すべきもの、いろいろあるわけでございます。そういった点で、これも牛牧校区の事例でございますけれど、歩道整備について県に今要請をしておっていただく中身もでございます。それからカーブミラーの追加、これも実際に追加をしていただいた場所もでございます。それから舗装の補修といいますが、これについても今年度実施、また計画をしておっていただくところもございまして、側溝の整備といったことについても計画をしておっていただきます。特に安全標識等にかかわりまして、これも非常にたくさんの要望が出ております。これにつきましては、非常にたくさんの数ですので、今度は逆にPTAの方から優先順位等を聞いて、それにかかわって対応していくと、そんな方策もとっておるところでございます。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 今、牛牧校区、牛牧校区と、何か私が校区の利益誘導をしておるような答弁をされますと、私は市全体の議員でございますので、あまり牛牧校区はこうします、ああしますと言われると、ほかの議員の方が、あいつ利益誘導をやっておるというふうに聞こえますので、その辺はちょっと御考慮いただきまして御返答いただくとありがたいと思います。

それと、今、路肩の見直しとかいろいろと教育長の方からありましたんですけど、私、いろいろと研究させていただきましたんですけど、今あのカーブミラーも梅雨どきに見にくくならない曇らないカーブミラーとか、そういうものの設置も考えていただければありがたいと思いま

すし、それから通学路には、「この先、通学路あり」、または「学校あり」という、いわゆる車を運転していらっしゃる方に啓蒙をするというような意味で、こういうものを要望してやっていただくと、非常に子供の安全、またドライバーの方に危険を防止するという意味で役立つのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 今御指摘の件は、まさにそのとおりであろうと思っております。

教育委員会ですべてを教育委員会職員が見て回ってということは事実上不可能でございます。そういった点では、先ほど申しましたように、各学校の方から教育委員会の方へもこういった箇所をとということ。ですから、そういった箇所の中で、今度は専門的な立場の都市整備部の御意見も確かめながら、やはり優先順位的なものがあるかと思っております。そういった点で、毎年たくさんの要望が出てまいりますけれど、順番に一つずつそれに対して対応していている。ですから、当然その箇所については次の年の御要望からは削除されていくと。ただ、また新たなものが出てくるということでございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 前向きな御返答をいただきまして、ありがとうございます。子供の安全のことですので、なるべく早く対応していただいて、安全をより確立していただくということが非常に望ましいかと思えます。

それともう一つ、きのうも何人かの議員の方々からアスベストの問題を追及されておられて、同じ学校の施設として、今使われております野球場、並びにサッカーの練習場の土の中にあるアスベストの調査がなされておるかどうか。これ雨が降って固まっているうちはいいんですけど、乾燥して風が吹き飛散しますと、工場から出るアスベストどころの騒ぎじゃなくて、一番大切にしなければならない子供の肺を侵すということになります。この辺の調査は済んでおるのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 昨日、教育委員会関係の答弁で申しましたように、教育委員会関係、現在、一応目視、市の動きに従ってでございますけど、これにかかわって実施しているのは社会教育施設と学校施設、いわゆる建物でございます。今御指摘のそういった運動場等については、現在のところ調査をしてはおりません。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） ただいま指摘しました野球場については、穂積中学が部活動として使っておりますので、大至急対策をとっていただきませんと、今の中学生、30数年後に肺気腫なん

ていうのが出てくると困りますので、この辺は早急にやっていただくことをお願いしたいんですが、いかがですか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） そのことに係りましては、まず専門的な立場の方のおっしゃる、土に含まれているものがどういった形で健康被害等を及ぼすか、まずそれについて問い合わせを試みる。専門家の立場から、それについて調査が必要であるということであるならば、やはりその立場で考えていきたいというふうに思っております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） とにかく早くやっていただいて、その結果を市民の方に公表していただきませんか、やはり子供のことでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今の点につきましてはこれで終了させていただきまして、2 番目の各校区別活動の状況は計画どおりに実施され、有効に指導されていると思っておりますが、この点についていかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 通告の中身の一部の御質問でございましょうか。一応通告の中身に係りまして、統括的にちょっと答弁をさせていただきたいと思っております。

今、御指摘の、いわゆる校区活動、今年度から事業名として地域コミュニティー活動事業というふうに設定をしておるわけですが、この事業は言ってみれば瑞穂市の本当に誇れる事業だということを思っております。合併前におきまして、穂積地区においては各校区単位でさまざまな活動が積み重ねられてきた、これも自治会初め本当に多くの関係する団体、その方々が総出でといった形、調べてみますと大体平成 4 年ぐらいからこれが実施されている。ですから、もう 10 数年の積み上げ、この成果は極めて大きいということを思っております。また、巢南地区におきましては、これもやはり平成の初めごろから、もう一番多いところは 16 回か 17 回になるということですが、青少年育成ということ視野に入れた自治会単位の活動の積み重ね、これもまさにコミュニティーづくりのみならず、青少年健全育成といった立場から見ても非常に意義のある活動であるというふうに認識しております。

その運営のことについて、通告の方では多分これをお尋ねになるんでしょうかね。御承知のように各地で組織をされております、いわゆる委員会、名称はそれぞれによってちょっと違いますが、活動委員会の自主性・主体性を尊重するというを基本にしております。もちろんこの事業は目的を持った補助事業ですので、瑞穂市コミュニティーづくり活動事業実施要綱において、趣旨、組織、事業、事業費、事業年度といった事業の基本になる事項を定めて、それに従った実施・運営をお願いしております。そういった意味からすれば、当然、教育委員会が

指導性を発揮してと言えますが、組織にしても活動委員会が独自の組織としてつくり、事業計画にしても活動委員会が主体的に作成して、実際の運営がなされております。あえて言うなら、各校区の活動はその活動費が補助金で賄われておりますので、補助金の執行ということにつきましては適正に行われ、特定の地域とか、特定の団体、特定の個人に利するといったことがないようにお願いをしておるということでございます。

教育委員会職員もかかわっておるわけですが、教育委員会職員は各種会合などを通して、役員の方などの求めに応じて相談に乗ったり、助言を行ったりといったことを行っております。その際、要綱に基づきます教育委員会としての趣旨や願いに基づいた助言を行うということが一番の基本にしており、最終的には活動委員会の総会や役員会の承認を得て、主体的に実施をされているというふうに認識をしております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） そうしますと、瑞穂市共済等に関する要綱第 6 条第 5 項の規定では、いわゆる小学校区単位以上であることと記載されておるんですが、これと今の瑞穂市地域コミュニティ活動事業実施要綱との文章の違いというか、規定というか、これがちょっと歯車が合わないように思うんですけど、この辺はいかがなんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 共済等については、何のことを言ってみえるか、ちょっと私、理解ができませんが、いずれにしても、この事業は教育委員会が設定している事業でございます。教育委員会の方でこの事業にかかわる基本的な立場を今持っております。

経緯を申しますと、私が昨年ここへ参りまして、この事業が非常に、特に生涯学習課にとっても大変大きな事業だと、そういった認識は以前から持っておりましたが、ここへ来まして、それではこの事業にかかわる目的等を記載した要綱があるかねと言いましたら、実は要綱はないということでございました。各活動委員会の方にそれぞれに要綱がありますということでした。私は、これはまさに教育委員会がある目的を持って実行していく事業なんだから、やはり教育委員会としての基本的なスタンスが明示されたものがなければいけないよということで、実は去年の途中からその作成を指示いたしました。そして、1 月終わりぐらいに、その一番基本となる中身を一応決めまして、それを要綱としております。ちょうどそのときに、今までのよさを踏まえながら、市長さんの一つの思いでもあります地域コミュニティづくり、これにかかわって教育委員会サイドとしてどうかかわっていけるか、そういったことを相当検討いたしました。そして、その結果、今まで行っている、いわゆる校区活動、この事業がまさに地域コミュニティ活動として非常に有効に運用していける、そんな立場から、特にそれぞれ積み重ねた歴史がある、歩みがある、そして成果がある。その成果を土台としながら、今度は

自治会単位でまさにコミュニティーづくりという視点を持って取り組むと。自治会の活動というものをうまくその中に組み入れた、そういった歩みができないかということ、これを実は今年度のこの事業、先ほど名称を変更したというふうに申し上げましたが、その部分を加味して今度は新たに要綱を作成しましたが、あくまでもこれは全く新しいものということよりも、今までの歩み、経緯を踏まえながら、そこに今言いました自治会単位で具体的に活動していける、そんな要素を取り入れていこうと、そんな立場でこの実施要綱を作成したところでございます。ちなみに、趣旨だけちょっと読ませていただきます。

瑞穂市地域コミュニティー活動事業は、地域におけるスポーツ・文化・ボランティア活動等の自治会を核とした地域コミュニティー活動を通して、住民相互の交流を図るために実施するものであると。そんな趣旨を文章として明文化したわけでございます。

これにつきましては、今までこの事業にかかわる説明会という歩みはなかったというふうに聞きました。それで私は、2月の段階で各校区活動委員会のトップの方、できましたら3人ほどお集まり願えませんでしょうかということで集まっていたいて、そこで今言った新たに事業を、若干私たちが願う要素を組み入れたものとしてという説明会、言ってみればこの要綱の説明、そういった機会を持って、その趣旨を取り入れて、まさにこの趣旨に合う活動へとまたワンランク、グレードアップしていきたいと、そんなお願いをしてきた経緯でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） そう言われるのであれば、いわゆる旧穂積の場合、校区活動が平成4年から始まっておるんですが、各校区どのような特色を持って形成されてきて、先人がどういう思いでこの組織をつくってきたかという歴史についてちょっとお尋ねしたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） それぞれの特徴がありますので、今それぞれについて述べるということよりも、実は昨年、この校区活動は非常に重要な事業だと思いましたので、7月の初め、各校区のトップの方をお願いをして、私、教育次長、生涯学習課長、それから担当者も交えながら実は一つ一つについてヒアリングをいたしました。そこでは、まず要綱というのはどんな形になっておりますか、それから組織はどんな形で作ってみえますか、年間の事業計画はどういう事業計画ですか、それから会計経理にかかわってはどのような扱いをしておっていただけますか、また具体的な活動につきましては、今度は一つ一つの事業について、この事業は大体何人ぐらいお集まりでしたでしょうか。また、それにかかわっていかほどの、いわゆるお金を使ってみえるでしょうか。そうしたときに、大体1人当たりこんなものになるなあと。また、景品を出してみえると。そうすると、景品はどんな形で出しておみえでございませうかと。それが

ら全員に渡る参加賞、そういったものはどんな形になっておりますかと。そういったこと等を含めて、相当詳細にお尋ねをいたしました。まさにこの事業そのものは、それぞれの校区活動委員会における特色ある活動というものを願っております。

また牛牧のことを言うと指摘をされるかもしれませんが、例えば牛牧でいいますと、非常に特徴的なのは、言ってみればボランティア活動的要素を随分加味してみえる。例えば親水公園の草刈りとか、あるいはごみ拾いとか、そういったものを随分たくさん取り入れてみえる。また、今度は巢南地区におきましては、先ほど申し上げた経緯もございますけれど、自治会単位での活動というのが非常に活発、盛ん。そんな中で小学生・中学生に何らかの役割を与えて、そこで活動していくといった姿。また、例えば本田でいいますと、これも大きな行事があるわけでございますけれど、夏祭りのなものの中に、実は校区全体でやるだけけれど、それぞれの自治会単位等であるブースを持って、そのブースの中で今度は自治会単位でまた動きをつくっていくと、そんな特徴があろうかということをおもっております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 今、自治会単位でこれからは考えていくというふうに言われましたんですけど、今、牛牧校区のことが出ましたので、それでは集中的に牛牧校区の例を挙げてお尋ねしますが、例えば野白子ども会、頭の上から、今度何々の催し物をやるから子ども会を集めてくれという指令が出たと。そうしたら、子ども会の役員が自治会長のところへ行って、こういう役所から来たんだけど、どういうことになっておりますかという一例にあります。事ほどさように、いわゆる行政が自治会単位というふうに頭ごなしにやられるということに対して、野白の自治会長さんなんかは大分御立腹のようでございます。それと、いろんな役割分担も、ここに資料ももってきておるんですが、ボランティア部会だのいろいろな係を決めるにも、全部役所の方でやられたと。そういうふうになってくると、何のためのあれかということが非常に疑問になってくるんですが、この辺はいかがなんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 牛牧校区に係りましては、昨年度、似たような行事としてレンゲメッセというものが実施されたと思います。それにも幾つかのブースがございました。子ども会とか、あるいはスポーツ少年団とか、先ほど申しましたように、今までやってみえる活動のよさ、積み上げてきた大切にするものは大事にしながら、その上で自治会単位の活動がうまく加味できると、大変この事業の趣旨としてありがたいですというお願いをいたしました。その結果として、ことしの夏祭りは確かに牛牧校区の方では大変工夫をしてくださったということをおもいます。具体的には、今までのそういった集まりの中に、自治会単位で、特に子ども会というものを中心としながら、今度は周りの大人の人たちがバックアップしていく。ですから、全体の

夏祭りをやる、その姿の中に今度は自治会単位のブースができて、その結果として非常に多くの方が集まられたなあということも思っております。そういった点では評価される面も大変大きいと思いますし、実は私どもも一つの姿として、すばらしい姿が1年目にして生まれてきたなあというふうに思っております。ただし、何せ1年目でございます。そういった点では、そこへ持ってくるに当たってなかなか難しい問題が多分あったらろうということだと思います。

しかしながら、この活動委員会そのものが、自治会、それからもちろん社会教育推進委員、体育指導委員、それからPTA代表、スポーツ少年団代表、子ども会代表、老人クラブ代表、交通安全協会代表、女性の会代表、さまざまな方々が集まって、まさにその計画を検討して実施へ移されていったと。そういった点では、確かにすべての方に第1年度としての趣旨が行き渡らなかったかもしれないけれど、その方々の大変な御努力によってああいった姿も生まれてきたと、そんなふうに思っております。

教育委員会が非常に強い主導性を持つて的御発言が今ございましたけれど、実質この活動について、そういった大筋になる方向性、これは各担当者も各校区委員会の総会、あるいは役員会等をお願いをしたと思います。しかしながら、実際の中身につきましては、まさに校区活動委員会の総会、あるいは役員会で決められて、ですから教育委員会の職員が決めてやっていたという姿ではないと、そういったことを思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 要は教育委員会の方が主導的じゃないというふうに、今、教育長はおっしゃいましたんですが、いわゆる平成17年度の予算行事計画、どなたがだれに相談されてつくられたか、御存じですか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） うちの方に事業計画をいただいております。ここは牛牧何とかスポーツ協議会ですね、その会長さん名でいただいております。ですから、当然それは役員会総会で承認されて出てきているものだと、そういうふうに解釈をいたしております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） いわゆる予算をつくる時、はっきり申し上げますが、生涯学習課長と社会教育推進委員の委員長、お2人で相談しながらつくられているという現実があります。ですから、そういうことはさておきまして、やはり歴史のあることをやっているのを新たにコミュニティ活動の要綱をつくってやるとなりますと、先ほど言いました要綱と歯車がかみ合わない。

それからもう一つあれなんです、今も牛牧のことが出ましたので申し上げますが、7月24

日にバザーをやる、出品される方は全員検便をしてくださいという回覧が回っておりました。何名検便を受けられて、受けられなかった方が何人、食物を扱われたか、その統計はどのようになっていますでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） その件に係りましては、今ここでデータを持っておりませんし、ちょっと私、認識をしておりませんでしたので、これについてはちょっとお答えようがございません。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） だから、回覧に検便を徹底すると書かれた以上は、全員検便をしてやっていただくと、これが筋です。ですから、いわゆる教育委員会主導であるとか、そういうふうに言われますと、やはり上から言われてきたということが見受けられてなりません。

それともう一つ、これはちょっと去年になりますが、去年の助成金の入金がおくれたために、校区の役員が 100万ほど立てかえて行事を執行しているという状況の報告は受けられておりますか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） これは、レンゲメッセにかかわることでございますか。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野君。

7 番（浅野楔雄君） そうです。

教育長（今井恭博君） レンゲメッセにかかわりましては、たしか去年は 5 月 1 日でございますね。今 100万立てかえたというふうにおっしゃったですか。事業報告を見ますと、レンゲメッセで使われた総額が 102万 7,309円というふうになっております。私はその話は今初めて聞くんですが、100万立てかえたということになると、ほとんど全額をどなたかが立てかえたということになるんですね。

それから、例年この補助金をお配りする時期は、4月にどこの委員会も総会を開かれて、活動計画すべて承認して、それから今度は申請をしてきてくださっている。ですから、そういったことからいうと、幾ら急いでも5月の終わりぐらいになります、そのお金をお渡しするのが。そういった点では、各校区委員会に4月に行事があってもなかなか即金を支払うということが無理ですので、仮に物資調達等でお金を使われる場合は、できることならば業者ともきちっとお話をしてくださって、少しその支払いがこういった時期になりますよと、そんなお願いをしていただきたいというふうに一応お願いをしております。

今言われました去年のあれからいいますと、牛牧校区につきましては、去年、全般的に実は

支給がおくれました。これは言ってみれば、先ほど申したように、このことにかかわってきちんとどうの中身かということを確認したいという趣旨もございましたので、ただ牛牧校区につきましては5月の初めに、いわゆるレンゲメッセという行事があるということで、ここにつきましてはほかとはちぎって、できるだけ早い時期にということをお願い、昨年は5月25日にそのお金が渡るように手配をしたところでございます。ですから、1日に行われて、即払うということで立てかえをなされたということになるわけでしょうか。

実は現在、私どものところにこの会計と帳簿、あるいは通帳といったものはございません。冒頭で申し上げましたように、まさに活動委員会が主体になって、それに対して補助金を出していくという仕組みでございます。ですから、この会計帳簿については、現在それぞれの校区委員会で保管をしておいていただくはずでございます。仮にそういったことで調べよということでしたら、補助金を交付した側はそれにかかわって調査をすることができるという条文が地方自治法にございます。もしそのことを調べよということでしたら、地方自治法 200何条かと思えますけれど、それに従って帳簿を出していただいて、それで実際にそういったことがあったのかなかったのかということ、もし御要望があればそういった対応もさせていただきたいというふうに思っております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） いわゆるその不満が噴出してきたのが、結局ことしのやり方が、各自治会、頭ごなしでやられて、今の教育長の話ですと、自治会単位というふうでおっしゃれば、直接子ども会じゃなくて各自治会長さんのところへ、今度こういう形態でやりますから一遍子ども会を動員してくれというふうに、筋道を逆にやられるもので、私どもの方に、何で子ども会が連絡してきて、自治会長のところはつんばはじきという不満を私のところにお見えになって言われるものでこういう質問をしなきゃならないものですから、今後こういうふうに自治会長単位、またはPTAとか子ども会の会長からいろいろな不満が来ないように取り計らっていただきませんと、コミュニティー、いわゆる地域の親睦を図るといのがけんかの場になると。事ほどさように、いわゆる上から何でも物をやってくるという手法はいかかなものかと私は思っています、きょうこれ一般質問をさせていただいておるわけですので、教育長も県の職員のおときには相当お偉い方だというふうには伺っておりますけど、現在は瑞穂市の教育長でございますので、瑞穂市の慣習に合わせてやっていただきませんと、市民から私、何おまえら考えておるんだといつも御批判を受けますので、その点十分御理解いただきたいと思っております、質問はこれで終わります。

議長（土屋勝義君） 続きまして、5番 熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

質問に先立ちまして、土屋議長並びに執行部にお願いがございます。この1時間は議会改革によって実現した貴重な1時間であり、またわかりやすく一問一答方式になりました。さらに、この10月より市のホームページに本会議録も載るようになりました。傍聴に来られない皆様のためにわかりやすい一般質問をしたいと心がけますので、執行部におかれましては簡潔・明瞭な答弁を、土屋議長におかれましては答弁の御指名をよろしくお願いいたします。

また、議員の皆様をお願いですが、私の発言中にしばしば議席の後ろでやじが飛ばされます。集中したいと思いますので、お控えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。質問席に移ります。

私が本日取り上げます質問は、昨日も若園議員の質問に対して松野市長が発言されました。市民参加の協働のまちづくりが大切である。みんなでまちをつくろう、これが大切であると言われました。このことに関しての一般質問です。具体的には、新市建設計画から質問させていただきます。

瑞穂市は、合併して新しい市になって3年目も半ばになっております。現在、来年度からの第1次総合計画、並びにより具体的な都市計画マスタープランの策定が進んでいます。私の所属いたします行財政改革特別委員会にも、行政側から提出された資料に、この新たな計画は全く新しくつくられるものではなく、旧穂積、旧巢南の総合計画、都市計画、さらに合併時に全戸配付されました新市建設計画を見直し、これをもとにつくられると明記されています。

そこで私は、この3年間にこの新市建設計画の中にある質の高い行政サービスの提供と市民のためのまちづくり、この2項目がどのように達成されてきたのか、瑞穂市政の姿勢をたじたいと思います。

まず1点目ですが、新市建設計画の中にある質の高い行政サービスの提供の目標はどのように達成されてきたのでしょうか。これは行政情報化推進事業と名づけられ、このように説明があります。各種行政事務や行政情報の電算化・ネットワーク化を図り、適切なサービスを即時に市民に提供できるような電子自治体の構築を図る、これが目的です。

政策推進と秘書広報を担当される青木市長公室長にお尋ねいたします。この政策を推進するために、具体的にどのような施策を推進してきたのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 質の高い行政サービスの提供ということでございますが、どのように推進されてきたかということでございますけれども、市民への新しい行政情報サービスとしまして、平成16年4月にまずホームページをリニューアルいたしました。そして、同年の8月より税金関係の証明交付申請書を始めまして、PDFファイルによります申請書類を打ち出せるなど、市民の方の利便性を加味いたしましたコンテンツの充実をいたしてまいりました。

さらに、平成17年4月より携帯電話でも使えるサイトを設置しまして、より幅広い方にごらんいただけるように、情報の伝達手段についても充実を図ってまいったところでございます。

伝達手段の充実という意味では、御存じのように、ことし9月からシティエフエムぎふ、通称「FMわっち」でございますが、議員の方は毎週聞いておっていただけたらと思いますけれども、毎週木曜日やっておりますので本日も正午より「もくようみずほ785」をスタートしておるところでございます。こちらの方はまだスタートしてから間もなく、手さぐりの部分もでございます。ホームページとともに生の行政情報をより早く市民に提供できるよう、番組の内容の充実を図っていきたくておるところでございます。

また、このFM放送につきましては、災害の緊急時には庁舎内のサテライトスタジオ、第2庁舎の2階でございますけれども、そこから割り込みで放送ができるよう設定をいたしております。したがって、市内の被害状況を放送したり、緊急避難誘導やら安否確認等の連絡等に活用できるよう、いわゆる緊急時における行政サービスとして期待をいたしております。先般も警報が発令されて学校の休みのときも、朝、このスタジオから放送を流しているということがございます。いわゆる、いざというときに運用ができますよう、平常時からの準備を進めているところでございます。

今申し上げましたように、行政情報を市民へ伝達するツールの充実を図ってまいりましたが、これらは内容が伴わなければ見ただけとか聞いただけというものですから、市民の利便や興味をとらえる努力をこちらもしていく必要があるんじゃないかと思っております。

そのほか行政サービスの質の向上としまして、各種行政事務の電算化・情報化がございます。これらは行政内部的なものでございますけれども、各データの整理と事務の効率化が進めば、最終的に行政サービスの受け手である市民に対しまして、より安いコストでスムーズなサービスを提供できるものと考えているところでございます。例えば現在GIS、いわゆる地図情報システムでございますが、これの導入につきまして庁内で検討委員会を設けて、導入を進めているところでございますけれども、これらが確立することによりまして、これまでのそれぞれで管理してきた情報がこのGISのところで一括整理され、事務の効率化が図られるものと思っております。

この質の高い行政サービスというのは、一朝一夕にしてできるものではございません。時間がかかるとは思いますが、皆様方とともにまちづくりを考えまして、今後も推進していく所存でございますので、皆様方の御協力もよろしくお願いしたいと思います。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 御用意いただきました御答弁を丁寧にお話しいただき、ありがとうございました。幅広くやっていることはわかりました。

私は今回、市の第1回目の総合計画、並びにより具体的な都市計画マスタープランを立てるに当たり、新市建設計画を見直したいという意図で質問いたしました。したがって、話をそこに集中させていきたいと思えます。

幅広くやっていることはわかりました。それでは、今回の総合計画マスタープランの策定をホームページで全く市民に知らせていないのはどういうわけでしょうか。簡潔にお答えください。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 現在、審議会等でいろいろ審議しておっていただいております。また、広報で1回流しましたが、このような総合計画をつくっていきますということも広報に載せさせていただきました。また、議員の方の行財政特別委員会のところでもお話し申し上げましたが、幅広いところでやっていきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 私は前回の定例議会で、総合計画、並びにマスタープランをホームページ等で広く市民に周知すべきではないかと申し上げました。このとき松野市長から、ホームページや何かを使って調査票・アンケートが行かなかった方々からもいろいろな御意見をより幅広く聞けるよう、担当の方に検討させたいと回答を得ております。これは、既にホームページに会議録が載っております。この後、青木公室長は松野市長からホームページに載せるような検討の話はあったのでしょうか、簡潔にお答えください。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 一応そちらの方の検討ということで指示はいただいております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 検討の結果、ホームページに載せないことになった理由をお聞かせください。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 検討の結果、載せなくなったということではございません。これだけ今職員がかかっておりませんので、そこら辺のところをまだ検討している段階でございます。この総合計画も本当は12月に出したかったですけれども、3月まで皆さん方の意見をできるだけ聞こうということで、3月まで議会に諮るのを延ばしている状況でございます。これからは意見があれば聞いていきたいと。ホームページに載せられれば、そちらの方も考えていきたいという考えでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 載せられれば今からでも検討したいというお答えを確認させていただきます。

次に、新市建設計画から市民主体のまちづくり、こういう項目についてどのように達成されているのか、お尋ねいたします。と申しますのは、前回の定例議会で総合計画マスタープランの、議員ではありません、市民への周知についてお尋ねしましたところ、青木公室長は「広報で知らせてあります」と御答弁いただきました。私は全部点検していたはずですが、自分が見落としていたのかと思いました。後から見直しても載っていません。そこで、市長公室でその旨話しましたら、部屋にいた5人の全職員が一斉にここ2年間の広報を調べてくださいました。大変御苦労さまなことでした。ありませんでした。そこで、別室の公室長をお呼びいただき、本会議場での答弁の内容と違うことを申し上げました。そこで公室長はどのように返答されたか、覚えておいででしょうか。事もなげに、「ああ、今からでも間に合いますから」と答えられました。私は余りにびっくりしたものですから、二の句が継げませんでした。

青木公室長にお尋ねします。総合計画マスタープランのことを広報で既に知らせてあると本会議場で答弁なさった理由をお聞かせください。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 私の勘違いだったかもしれませんが、実際載っております。ですから、早速載せるように指示しまして、後から載せたのが現状でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 結局、このような経過で8月号に掲載されました。しかし、この8月号のトップ4ページは、健脳、健やかな脳の特集テーマで、食べ物やクイズについての話です。総合計画の策定については半ページに意見募集が、それも20日間足らずだけ、限定して載っただけです。しかも、より具体的なマスタープランの作成についての記述は抜けています。

ちなみに、広報の最近の号を言いますと、9月号、10月号、トップページ、4ページ、5ページ使って、中学生の取材による防災、和宮の例祭記事でした。私は、これが悪いと申し上げているのではありません。優先順位、軽重の順序を取り違えていらっしゃるのではないかと思うのです。中学生は有権者ではないはずですが。税金をいただいている市民に政策・施策をしっかりと説明させていただくのが、まず広報の役割ではないでしょうか。

以上、質の高い行政サービスの提供及び市民主体のまちづくりのために広報やホームページのあり方を取り上げましたが、新市建設計画の中の目標はこのようなのが実態ですが、今後、今までのようなレベルでよいのか、この先どのように改革していくお考えか、お聞かせください。青木公室長、お願いいたします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 私ども、全職員だと思えますけれども、中学生だからどうのこうのとは思っておりません。それだけははっきり言わせていただきます。

広報につきましては、やはり編集方針があります。どのページにウエートを置く、どのページがウエートがない、そんな考えでは私ども編集はいたしておりません。どこのページであっても重要は重要でございます。そのような方向で現在も進めていっておるわけでございます。

それから、市民参加はどのようなことかと言われますけれども、例えば今度つくる本田のコミセンにつきましても、いわゆる企画段階から住民の代表の方に集まっていただいて、いろいろなコンセプトをどうするやら、どんなような部屋が要るやら、トイレはどのようにしたらいいかということをも十分住民の方の意見を聞かせていただいて、少しでも行政に参加といいますが、使いやすい施設をつくっていかうと、住民自体で盛り上げておっていただくような関係を持っております。また、行政に参加していただくということで、小学生・中学生の子供たちの意見といいますが、そのようなところをまめにインタビュー記者といいますが、そのような方へ取り入れていっているわけでございます。教育的な反面もありますし、行政に参加しているんだなあという気持ちを持っていただけるように私どもは進めているわけでございます。こんなようなことで、これからも進めてまいりたいと思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 私は、先ほども申し上げたはずですが、中学生が悪いとは申しておりません。子供たちや中学生や市民の皆様の幅広い広報への参加は必要だと思っております。先ほど申し上げましたが、優先順位、軽重の優先順位が違うのではないかと申し上げただけです。

松野市長にお尋ねいたします。この3年間、市民主体のまちづくりのために、この項目には新市建設計画にこのように具体的な説明があります。市民参加システムの確立、広報やホームページを活用した広報・広聴事業、広報は広く知らせる、広聴は広く聞く、これは市長公室の入り口の看板にもさん然と輝いて、きちんと表札にございます。事業とあって、さらに情報公開やアンケートなど、市民意向の反映を図ります。また、各種のまちづくり計画などに積極的に市民の参加を促し、市民のまちづくり意識を高め、市民参加のシステムを確立します。各種広聴活動を通じ、市民意向の的確な把握に努めますとあります。しかし、現状は、今までの話の経過のとおりです。計画の策定業務には、業務委託費、人件費、時間、計画書の作成、多大なお金をかけます。税金をかけるわけです。新市建設計画が絵にかいたもちだったとは思いたくありません。新しくつくるのは、絵にかいたもちにならないために、市長にはぜひ広報やホームページを使って市長の瑞穂市政に対する夢、主な政策を語っていただきたいと思います。お考えを簡潔にお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私はいつも申し上げているんですけども、とにかくまちづくりというのは要するにみんなでやるんだと、市民みんなで考えていくんだということ。ですから、結局かじ取り役といえますか、そういうことをするのが行政だということが基本的な私の考え方、姿勢であります。

ただ、市民の皆様方に情報の提供として一番大切なことはどういうことかということ、そういうまちをつくっていくときに、市民の皆さんが考えるときに、どういう素材といえますか、前提が必要なのかということ、これを十分に認識しながら議論していただくということで、その基本ベースになる情報というものを提供していくのは極めて大事であろうと、このように考えています。これは失礼な言い方かもしれませんが、そういうものがありませんと、自分の周りだけとか、あるいは自分だけからの意見になるという可能性というか、そういうものが非常にありますので、そのあたり、やはりまちをどうするかという時点から、そしてまた住民がどうあるべきかという時点から、その中で自分がどうあるべきかという時点から考えていただかないといけないと思いますので、そのベースを、材料をどのように提供するかというのが一番難しい問題、一番の課題ではないでしょうかと思います。

それと同時に、私の考え方をどうというお話でございませけれども、自分としてはこう思うということもやはり市民の皆さんにできるだけお伝えしていくという努力は必要かと思えます。そういう意味で、私はいろんな自治会とか、いろんな会合の席で御案内いただければお邪魔いたしまして、短い時間でもおかりして、私の思いというものはできるだけお話しするようにということで努力しておるつもりでございませ。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） ありがとうございます。

自治会や会合でできるだけお話しただくのも一つの手だと思いますが、市民に一番広く伝わるのは広報やホームページだと思いますので、その点もよろしく願いいたします。

さて、私はここで、市民参加システムの確立、広報やホームページを利用した広報・広聴事業について、一つの提案をしたいと思えます。決算の公表に関する提案です。

今議会の最も重要な案件は、平成16年度の決算認定です。これは地方自治法で公表が義務づけられていますが、決算の報告、公表の意義とはどういうものなのでしょう。ここに学陽書房の決算の見方・作り方があります。大変私には難しいものですが、一生懸命勉強しておりますが、これによりますとこう書いてあります。自治法は、第1条において、この法律の目的について自治体における民主的にして能率的な運営を図るとともに、自治体の健全な発達を保障するためとある。このために、決算の住民への公表は不可欠なのである。つまり、住民の代

表である議会の議決により成立した予算を、住民が選任した長が執行した結果である決算について、住民みずからが検証できるから、住民自治の原則からいって必要なものである。これに異議を挟む方はここには見えないと思います。さらに、こう書かれています。自治法は、決算の公表の仕方について、その内容、形式を定めていない。公表の仕方については、自治体の判断に任されている。しかし、自治法及び決算公表の目的に照らし合わせれば、住民にわかりやすく知らせることが必要である。決算書をそのまま短くした形で公表しても、ほとんどの住民には明確に理解はできない。地方自治の中心はあくまで住民であり、その住民に行政の内容を理解してもらわねば地方自治の発展もあり得ない。行政が住民にわかりやすい決算の公表方法を考えることは、納税者に対する当然の義務である、このように書かれています。

さて、翻りまして、瑞穂市の決算公表のやり方は、住民にわかりやすい形と言えるでしょうか。私も、具体的に政治的なことにかかわり出す前までは無知でした。関心は非常にありましたが、広報をどれだけ読んでも非常にわかりにくいものでした。ある年は歳入総額、歳出総額がそれぞれ漢字で縦書きに記載されていました。私は腹立たしさを覚えながら、台所のテーブルの上で算用数字に書き直したことがございます。さらに、歳入と歳出が見開きページの右と左に別々に書かれ、差し引き幾らなのか全く書かれていなかった年も珍しくありません。これはもちろん穂積町時代です。私は自分で引き算をやって3億円という黒字とわかりましたが、しかし、それがどの程度の財政状況なのか、一市民には判断が付きかねます。

さらに、市民によくわかりにくい、または誤解を与え続けている決定的な理由は、市長がしばしば口にされる「財政の厳しい中で」「財政的に苦しい」、こういう言葉を連発なさることです。現在でも、市民の中には、市の財政は赤字、瑞穂市にはお金がないから市のいろいろな整備ができなくても仕方がないと思い込んでいらっしゃる方が多くいらっしゃいます。ここにおいで私の同期の議員の方々も同じでした。乳幼児医療費の無料化が議員提案で実現いたしました。これを議員提案するとき、同期の議員の方々の多くが、しかし瑞穂市にはお金がないのだから無理ではないかと言われました。そうではないと知ったとき、ええっ、違うの、あるのと驚いた顔を今でもはっきり覚えています。これでは、市民たちが瑞穂市は財政が苦しいと思いつけてきた、現在もいる人が多いも無理はありません。

最近も、ある市民が学童保育について、市の運営かつ学校で実施してほしいと要望を出したところ、1週間前に一枚の紙が送られてきました。これはコピーですが、瑞穂市市長公室政策推進課長 広瀬幸四郎の名前で出ていますが、この中にも「財政状況の厳しい中、場所の確保が困難である」と書かれています。瑞穂市は、これから穂積小、牛牧小、南小と、大規模改修・増築が予定されていて、学童の部屋をつくる絶好のチャンスが来ます。御承知のように、瑞穂市は岐阜県下で平均年齢が一番若く、出生率の高いまちです。これら絶好のチャンスに、各小学校に学童用の一部屋をつくるお金もないのでしょうか。また、補助イヌの助成金をほかの

市並みに月 2,000円でも、できれば岐阜市、名古屋市並みに 4,800円助成してほしいと4年前から要望を出し続けてきた市民に、「予算がないのでできません」と紙切れ一枚が送られてきた市民もいます。

松野市長にお尋ねいたします。簡潔にお答えください。瑞穂市は、市の運営かつ学校で学童保育がやれないほど財政状況で実際に厳しいのでしょうか。また、扶助費が類似団体の3分の2しか出せない、これは総括質疑で私が先日申し上げたことですが、それほど財政状況が厳しいのでしょうか。厳しいか厳しくないか、端的にお答えください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の御質問は、ポイントが二つあると思います。まず一つは、財政事情が厳しいのかどうかという問題が一つと、それから御指摘の個々の施策についてどう考えるかという問題と、二つじゃないだろうか、こう思います。

まず最初に、決算の公表のお話がありましたので、それに関連して財政事情の問題を申し上げますと、今の官のやっていることの最大の欠点は単年度会計なんです。要するに、長期的なスパンの中で行けるのか行けないのかということを見ていきませんと、ことしは余裕があるから今の熊谷議員の御指摘のような問題、みんな何でもいよいよと大盤振る舞いをして、明るく年はなくなったから全部やめると、これができますかということに逆に私はお尋ねしたい。だから私は、要するに広報なんかの財政事情の公表でも、今はどうしても決算の結果だけを知らせるといシステムになっていますので、今おっしゃるように、何もわからないと。私もわからないのです。あの表を見ましても、あの表だけからは読み取れません、はっきり言います。ですから、ただ歳入がどれだけあって、歳出がどれだけあって、こういうふうであったということだけの報告だけに終わっていると。そこから結局、まちの動き、あるいは時代の変化というものは読み取れないと思います。ですけど、やはり市民の皆さんにいろんなことを判断したり、御意見をちょうだいするには、その点が読み取れるデータを出さないといけないと思います。現実の問題として企業なんかは、単年度ではなしに複数年度、3年間なり5年間の比較貸借対照表とか比較損益計算書ということで、年次を並べて公表していきます。そうすると、例えば去年はこうだったのにことしはこうなったなど、何でこう変わったんだろうかと、そういうことがそれなりに疑問が持てますし、また質問もできるわけですね。そういうようなシステムをある程度まで考えていかないと、それから将来にどんな課題を抱えておるかということも敷衍していかないと、一つの説明にはならないというか、読み取っていただけない。そのあたりは今度議会で決算の認定をいただく御検討をいただいているわけですがけれども、今度の議会の結果を踏まえまして、広報で御報告を申し上げるときのやり方については一度検討をしてみたいと、このように思います。

それから、今の御指摘の個々の施策の問題につきましては、御指摘のように予算があるとか

ないとかという問題じゃなくて、それぞれの施策についてどう考えるか、どういう形がいいのかということの議論だろうと、このように思います。ただ、これは非常に私自身としても申しわけない言い方かもしれませんが、お断りをするのにお金がないというお断り方は一番易しいんですね、理由づけに。そういう意味で、どうしても簡単に予算がないというところへ行くケースというのは非常に多いわけですし、その辺は逆に言うと、私はちょっと変じゃないのと。要するに、予算が理由ということじゃなしに、事業の必要性が一つの、これはこういう理由で私どもは必要ないと考えますとか、ここまではできませんとかいうふうに申し上げた方が明確じゃないだろうかと、このように思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） ということで、財政状況が厳しいということではないという御答弁をいただきました。議員に対する決算書の執行部の説明では、市は健全財政を保っておりますと総務委員会でもありました。また、監査意見書でも、財政状況はおおむね健全性を維持しているとあります。今の二つの言葉で大切なのは、保っている、維持している、つまりそれが続いているという表現のところですね。

さて、具体的な提案を申し上げます。決算には、一般会計と特別会計システムのほかに普通会計システムがあり、今まで瑞穂市が市民に公表してきたのは一般会計と特別会計システムだけです。しかし、各自治体は、普通会計システムによる各種の財政統計を県や総務省に報告しており、これをもとに県からは市町村財政の状況、国からは決算カードが発表されます。こういう数値を見ますと性質別支出がわかり、またその自治体の財政状況がよくわかります。そこで、瑞穂市の決算の公表の仕方として、これを取り入れることを提案いたします。例えば財政力指数、経常収支比率、実質収支、実質単年度収支、起債制限比率、公債費負担比率、今上げた指数は財政状況が非常にわかる指数ですが、これらを専門用語の解説もつければ、瑞穂市の財政状況は危機的状況だとか、今のところ健全財政を保っているとか、市民の皆様にごっとわかりやすくなります。このような難しい専門用語は市民にわからないのではないかと議員の皆様も執行部の皆様も思われるかもしれませんが、インターネットを開けば懇切丁寧に、しかも今市長さんがおっしゃいましたように、過去10年間のこれらの数字を棒グラフとか折れ線グラフで発表しているところもあります。可能です。

財政担当の関谷部長と広報担当の青木公室長にお尋ねいたします。財政の市民への公表の仕方に、この普通会計システムの各種の統計指数を取り入れるお考えはありますでしょうか。端的にお答えください。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 今まで、一般会計、それから特別会計を別々に載せてまいりまし

た。やはりその会計、会計の決算状況を載せるのが行政としての務めじゃないかなあとと思います。そして、そこの中へ、またごちゃまぜにした普通会計を入れますと、読み手が非常に間違えるんじゃないかなという懸念も考えられます。ですから、私どもはできるだけ今の格好で進めてまいりたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいま青木公室長が言われたわけでありましてけれども、財政当局といたしましても、できるだけ内容についてお知らせするということは必要であるというふうに考えております。ただし、それを見られた市民の方がいろんな内容について誤解を受けられるんじゃないかという心配もあるんじゃないかというふうに、正しくそれが伝わるかどうかということで懸念をするというところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 青木公室長、では今ほかの市町村で、一般会計、特別会計システムの報告はもちろんするわけですね。これと別口に普通会計システムのいろんな数字も発表しているわけです。ごちゃまぜにはしておりません。これを公表しているほかの市町はわかりにくいわけですか、住民が。わざわざわかりにくいことをやっているのでしょうか。

また、財政課担当からは誤解を招くのではないかという質問がありましたが、今誤解されているんです。この誤解を解くために必要ではないかと申し上げたんです。

いま一度、2点について御答弁ください。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 他市でそのような広報をされているかもしれませんが、私どもは、できるだけ住民の方にわかりやすくなるような格好で、今の格好がいいんじゃないかなということで、これからも進めていきたいという考えでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 今、広報と言われましたが、私はホームページも含めて言っております。広報ではちょっとスペース的に、本当に結果の指数だけでしたらいいんですけど、10年間の指数の変化とか、そういうのをあらわすのは無理だと思いますので、ホームページも含めております。

市としての初めての総合計画、並びにより具体的な都市計画マスタープランをつくるに当たり、1年前に突然、市民3,000人にアンケートが送られました。それをまとめたものがここにございますが、そのアンケートの最後に自由に書く欄があります。この資料を御提出いただきましたが、これは市長様がこの間の一般質問で出すようにというお言葉で実現いたしました。

このように厚いものです。非常に驚きました。回収は 1,114人ですが、3分の1ですが、この瑞穂市が抱えている道路のことから、子供のことから、もうすべてこの中に入っていると言っても過言ではありません。私はこの中から、6．行財政に分類されている、本日の私のテーマであります市民参加、広報・広聴活動に関する意見をここで読み上げたいと思います。非常に多いものですが、端的にわかりやすく書かれているものだけ取り上げてみました。

1．情報に関することが非常におくれている。2．公共施設全部にまちづくりアイデア収集箱の設置を。3．行政も市民と一体となって、市民のための市政を。4．一度切りのアンケートでなく、多くの方に多くの機会を与えて、さまざまな意見を聞いてほしい。5．市全体のまちづくりに市民一人ひとりの声を大事にしてほしい。6．地方自治の趣旨に基づいて自治体が住民の意向をよく酌み取り、行政の押しつけ等は絶対避けるとともに、住民が真に希望する住民参加型のまちづくりをしていくこと。7．市民と親身にではなく、市民の目線で考えてほしい。8．一部の人だけでなく、広く多くの人の意見を聞く場が必要。余りにも一般市民の声を聞かな過ぎと思う。9．市民の声に動き、働いてくれる行政であってほしいと思います。10．住民参加の市政、住民の言葉を市政に。11．行政主体で行動するのではなく、地域住民が主体となったまちづくりをしてほしい。12．この市は、すべて市民は蚊帳の外なのである。選出した議員が民意を代表しているという声もあるが、事により大切なことは直接住民がかかわる行政にしてほしい。市民の声をよく聞いて、市民のためにむだな税金を使わない行政を望む。13．こうやって市民の声を聞いてもやらない。広報を読んでも、言いわけばかりとを感じる。

これらは特殊な意見なのでしょうか。私は、これらの声は市民の皆様から行政と私たち議員とに送られたラブコールだと受けとめました。失恋させてはならないと思います。

特別会計も含めて、およそ 200億円の税金の使い方をこの場で決め、さらに執行する者の責任として市民の皆様これらの声にこたえていくようにしなければならないと思います。新市建設計画の中、これ3年半過ぎたわけですが、この中の質の高い行政サービスの提供と市民主体のまちづくりに関する施策がきちんと行われてこなかったことを真摯に反省し、今、総合計画並びにより具体的な都市計画マスタープランをつくるに当たり、本当にこれら質の高い行政サービス、市民主体のまちづくりが実現されていくことを願います。

最後に、松野市長のお考えをお聞かせください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） まちづくりについての考え方は、先ほども申し上げたとおりでございます。

それと、アンケートについて1回限りでなくてということですが、今度の1次の総合計画なんかでも、前のアンケートとどのように動いてきているかということもそれなりに分析しながら、まちづくりの中での、先ほどおっしゃいました、重要度のランクづけとありますが、

優先度の決め方というようなことも委員会でいろいろと協議いただいているわけでございます。だから、私は、いろんな機会に住民の意見をいろいろと伺いことは大事だと思います。ただ、その意見がそのまま行政に実行されるかという問題になりますと、今の御指摘のように、いろいろな御意見をなさる方にも、おれの言ったことが通っていないじゃないかというようなことで御不満も当然おありだろうと、このように思います。いろいろな市民の皆さんの御要望をどのように判断し、どういうふう施策に展開していくかということが私どもの仕事だろうと、また義務だろうと、このように思います。そういう意味で、行政主導と今の御意見の中にもありましたけれども、行政が主導していくときに、その方向とか、そのテーマに対してどういうふう行政が絞り込んでいったかというところがむしろ重要じゃないんだろうかと。その方向へ絞り込んでいくときに、皆さんのいろいろな意見を聞いた中で、結局一つの方向を見つけていくということだと思います。そういう意味では、私は、いろんな方のいろいろな御意見をお伺いするという機会はできるだけ多く設けていきたいと、このように思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 今の御答弁の中で、さらに 2 点確認させていただきます。

市民の皆様の前で、「財政が非常に厳しいので」という言葉はまくら言葉のように今まで使われてきたわけですが、今後お控えいただけますでしょうか。財政的ではなく、私の施策として必要度の判断によってと根拠を改めていただくようお願いしたいと思います。

もう 1 点、先ほど財政課と広報の担当の方にお聞きしましたが、決算の公表の仕方、通年単位でもいいんですが、よくわかる財政の指標のホームページを主体として、広報でもちょっと縮小した感じで必要かなと思うんですが、これの公表の仕方はいかがでございましょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） まず第 1 番の、「財政が厳しい」というせりふはこれから使うなというお話ですけれども、端的に申し上げまして、財政は単年度で見たときにはそれなりに十分に締めながらやっていますので成り立っているわけですし、決して財政は甘いものではありませんので、それから将来のビジョンを考えていきますと課題が非常にたくさんあります。それに対応するための力をつけていくということを考えますと、そんなに余力のあるものじゃございません。ですから、この言葉は私は撤回する気持ちはありません。これは、あくまでもやはり厳しいという前提の中で私どもは運営を考えていきます。

それから、決算の公表のあり方については、私は限られたスペースの中ですけれども、一遍スタイルは考えてみたいと、このように思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 以上で私の一般質問を終わります。大変集中して一般質問できましたこととお礼申し上げます。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ここで議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 桜木ゆう子君の発言を許します。

桜木ゆう子君。

9番（桜木ゆう子君） 議席番号9番 桜木ゆう子でございます。

通告に従い、私は、アスベスト対策について、職員の健康管理について、少子化についての3点を質問させていただきます。それでは、これより質問席に移らせていただきます。

それでは、まず1点目でございますが、アスベスト対策について。

昨日は、若園議員、篠田議員、松野議員、広瀬捨男議員が質問され、その対策や健康被害、環境被害など詳細な説明がなされましたので、私は次の1点だけ質問させていただきます。簡潔に参ります。

きのうの答弁の中でも聞かせていただきました72施設 134棟の公共施設の調査結果は、いつ、どのような形で公表されるのか、お尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、御指摘ございましたように、昨日も4名の議員さんから御質問をいただいたわけでございます。

このアスベストの使用状況につきましても、市民の皆さんが非常に多く注目をされておると思います。当然、調査結果につきましても、公開をするといえますか、お知らせをしてみたいと思います。その方法につきましてはまた相談をして、どの方法がいいのか、当然マスコミからも公表されると思いますし、広報、そしてホームページ等、どういう方法でやるかということはこれから協議をして進めてまいります。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 桜木ゆう子君。

9番（桜木ゆう子君） まだこれから調査もされていくということですので、またその都度わかりましたらお願いしたいと思います。

それでは、公表をしていただけるということでございますので、それを信用いたしまして、それでは2点目の職員の健康管理についてでございますけれども、これは私はちょっと間違えまして、頭に「美来の森の」とつけなきゃいけなかったんですが、美来の森のことでございます。

美来の森では、さまざまな廃棄物を扱っておりますが、健康管理は十分なされているのでしょうか。特に布団やじゅうたん、古着などのこん包作業にはほこりが舞い上がり、においも相当なものです。実際に現場に行ってみましたが、とてもほこりが立って、その作業を見守ろうと思ったんですが、中に入れずに外から見ておりました。マスクはもちろんしてみえましたが、換気扇や集じん機があればいいなと思いました。また、密閉状態の中で、夏場など気温の暑い日は本当にうだるような室温でございます。少しでも職員の方が働きやすい環境があれば仕事もはかどるものと思いますが、いかがなものでしょうか。

私、委員会の中でお尋ねをしてみたんですが、全然ほこりは出ませんよ、全く大丈夫ですよという答弁をいただきましたので、その後また行ってみたんですが、やはり細かいというんですか、特にじゅうたんなどは使い古した土ぼこりがついていたり、非常に汚いものをさわるわけですから、それをそのまま畳むのかなあと考えておりましたら、ナイフで切ってやっておりました。切るときに非常に出るんですね。もうその辺にふわふわとほこりが舞い上がっておりますし、やはり衛生的にも非常に悪いのではないかなと思いますけれど、いかがなものでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 桜木議員さんの美来の森の作業環境はどうかと、健康管理についてはどうかという御質問にお答えします。

御質問の内容の関係でございますが、美来の森の布団集積場での作業環境についての御質問かと思いますが、布団集積場は間口が11.5メートル、奥行きが15メートル、軒高が4.2メートルありまして、その中で布団を処理するときにこん包作業をやっていただいております。作業時には出入り口のシャッター、幅4.5メートル、高さ3.4メートルを常時あけておくようにとか、通気を十分配慮して作業をするようにということをご指導しております。今後は健康管理のこともありますので、マスクは必ずつけるようにということで、お願いしております。従業員さんについては施設管理公社の職員さんでございますので、そちらの方からもマスクは作業時には常時つけるようにということで指導をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔9番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 桜木ゆう子君。

9番（桜木ゆう子君） これはアスベスト対策にもちょっと関連すると思うんですが、直接アスベストではないんですけれども、実は委員会の中でインシュレーションさんを見学に行きまして、アスベスト対策のときに集じん機をつけて、その中で除去をするという方法の御説明を聞かせていただいて、なるほどなあと。何かそれに似ているような気がするんですね。やっぱり換気を十分にしていると、間口をいっぱい上げているといいますけど、そのあけてい

るのが風が入るもんですから舞うんですね、ほこりが。ですから、換気扇、集じん機、こういうものがあれば少しでも軽減するんじゃないかなと。マスクでも、していることはしているんですけど、本当に風邪を引いたときにちょっとするような、風邪を引いたときじゃないですね、あれは。今のマスクは大変正確というんですか、すごくいい形の、篠田議員さんがいつもやってみえますマスクなんですけど、そうじゃなくて医療のときにちょっと使う携帯用のそんなのをしていたんで、それで大丈夫なんですかと聞いたんですけど、やっぱりそういう消耗品というんですか、そういうのも買わなきゃいけないんでしょうし、そういったマスクはその作業をする方の持ち物でやるのか、その辺はわかりませんが、やはり健康に十分注意するにこしたことはないので、換気扇とか集じん機はそんなに高いものじゃないと思いますので、何とかできましたらお願いしたいなと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 換気扇、集じん機の設置ということでございますけど、先ほど日本インシュレーションさんの集じん機の例を言われましたけど、あれはたまたまアスベストの除去ということで、部屋を全部密閉にして、目に見えない粉じんを集じん機に集めたものをまた2次こん包等してアスベストを廃棄処分ということでございますので、作業環境の、いわゆるほこりの状況がいろいろ違いますので、例えば集じん機をつけるとあの部屋を密閉にしないと集じん効果が発揮できないとか、また窓をあけておくと舞ってしまうとか、いろんな条件等がありますので、果たして集じん機をつけることによって効果があるかどうかということもありますので、一遍その辺は現場を見ながら検討して、つけるかつけないかということはまだわかりませんが、もう一度、担当課と私の方で現場をよく見ながら進めていきたいというふうに思います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 桜木ゆう子君。

9 番（桜木ゆう子君） はい、わかりました。健康管理が、長い年月のうちすぐにそういった病気は出ませんので、やはり十分注意をしていくことは大切ですので、要望ということでお願いをいたします。

3 点目でございますけれども、少子化対策についてですが、これは非常に一言に少子化対策といってもいろんな角度から分野が広いので、まずはどんなことを考えておられるのか、お尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 少子化対策ということですが、これは議員御指摘のように非常に幅広く、いい施策があるかどうかというのは不明でございますが、国では平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、育児休業制度の確立や児童手当の拡大が実施されたところで

ございます。

瑞穂市では、昨年度、瑞穂市次世代育成支援行動計画「みずほ・未来の子どもたち21」を策定し、子供の幸せと健全な成長を願い、安心して子育てのできる環境を整備することが少子化対策につながると考えております。平成17年度には子育て相談員を配置し、健診時や各種保健事業の際にいろいろな相談を受け付けております。また、小・中学校では子供相談窓口を開設しているところでございます。また、児童虐待等の通報に関する連絡体制も確立しました。また、保育所については、平成18年度、来年度ですが、清流みずほさんの方で3歳未満児の保育の受け入れも拡大するということとか、延長保育、子育て支援センター事業の充実など、子育て真っ最中のお母さん方の支援を行っております。コミュニティーセンターを中心に、子供の居場所づくりや放課後クラブ、児童館活動を通じて、今後も子育て環境の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 桜木ゆう子君。

9番（桜木ゆう子君） 行政としてはそういったいろんな角度から、転ばぬ先のつえといいですか、転んだ人もおるかもしれませんが、そういったいろんなことを考えてやっていただいております。

私は本当に悩みまして、ゆうべも原稿がまとまらないわけでございますけれども、一応ちょっと読んでみます。

女性の社会進出から婚期も遅くなり、一人の女性が一生のうちに子供を生む数は減少し、また経済的負担も重く、少子化はますます深刻になっています。現在では、子供を産み育てる環境は大きく変化し、特に働く母親やシングルマザーにとって子育ては容易ではありません。

新聞報道によると、ことし6月23日から7月3日まで、全国の成人男女1万人を対象にしたアンケートに6,924人からの回答で、少子化対策の充実を求める人が30.7%に上り、2001年には11.6%だったのが4年間で2.6倍に増加しています。30代の女性が39.3%とトップで、20代は36.4%、あとは子育てと仕事の両立に不安を抱き、育児で苦労している世代の人たちです。また、20代から40代の母親の7割が教育や医療など家計を支援する施策を求めています。経済的支援が60.9%と最も多く、保育や幼稚園費の軽減、乳幼児医療の無料化、児童手当の増加です。あとは保育施設の充実が39.1%、出産育児休業や短時間勤務の促進は37.9%という結果が出ておりました。私はこの新聞報道を見まして、なるほどなあと、やはり経済的支援が一番多いのかなあという気で眺めておりましたが、これをずうっと毎日毎日見続けておりました。しかし、じゃあこの支援をしていくことで少子化が食い止められるのかなあと、そういうふうに思いました。これはどこの市町が幾ら出すとか、どこの市町の方がいいとか高いとか、熊谷さんがいつも言われているんですけども、私はこれはただ単に支援すればいいというものでは

ないという結論になりました。今、市民部長さんからもありましたけど、いろんな相談事をしていくところとか、いろんなことを聞かせていただきましたけれども、やはりそういったことが大切、そういうところにお金をかけていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思いました。

私が育った子供のころ、テレビなど電化製品は非常に少なかったです。テレビはよその家に見に行きました。兄弟も多かったです。もう9人とか10人という兄弟の友達もおります。生活はとても苦しくて貧乏で、しかし貧乏で餓死をしたという人は一人もいませんでした。今は物にあふれ、豊かな社会の中で、親が子供を、子供が親を死亡させるような事件が余りにも多いです。いつも市長さんが言ってみえますけれども、やはり思いやりや感謝の心が欠乏しているように思えてなりません。

そこで、育ててもらった親をさえ大切にしないのに、そういった社会に対して、支援費は税金を使うわけですから、社会が育てているわけですね。皆さんの税金で育ててもらっているんです。その社会に対して感謝することを、全く今の子供たちに教えているんでしょうか。不可能に近く、大人になってもフリーターやニートになる子供が多く、いつまでも親にパラサイトしていると。こういった若者をつくってしまっている。本当に、私の年代になりますと親ですよ。私たちがさえももう戦後生まれですから物は裕福な時代で、その子供が親になり、非常に昭和の時代が長かったということもあって、物が豊かになればなるほど、それに比例して心が非常に欠乏していつているんじゃないかなと。福祉にしても、老人介護にしても、もう本当に要求だけは天上を見るようなもので、どれだけ出しても切りがないというようなことになっております。

先日も、私の親戚に老人ホームをやっておりますので時々行くんですが、老人が、痴呆の方ですけども、至れり尽くせりでマン・ツー・マンで介護しているわけですよ。それを思うと、はあっと、自分もこうなるのかなあと。社会にお世話になるだけけれども、何とか一人で生きて死にたいなあと思うわけですね。老人にかかる費用というのは莫大なもので、今少子化と言われているこの現代、もう子供たちに本当にこれを何かいい方法で、私独自の考えでは、給食費ぐらいはただで食べさせてやりたいなあという思いなんですね。なぜかといいますと、昔、奉公の時代には、食べさせてもらうということは非常に大切なことで、食べるということが。お金をもらうよりも食べさせてもらった方がいいと。だから、お金をいろんな制度で出してありますよね、子供1人に生まれたら幾らとか、2人生まれたら幾らとか。そういうお金を上げることも大切かもしれないけど、上げずに育てるということに重点を置かれていった方がいいんじゃないかなと。もらってしまうと親が使ってしまうんで、子供のためにならないんじゃないかなと思います。だから、やっていただきたいことはもう山ほどあるんですけども、やはりそういった教育、食育、いろんな御指導を行政として親御さんたちにも、この前もいい

お話が社会福祉協議会の、あじさいホールでありましたよね。私、聞かせていただきましたけれど、本当にそのとおりだと同感をいたしましたけれども、ああいった講演などをやっていただくとか、やはり母親に対して教育をもっともっと、子供だけじゃなくしていただければなど。そういうところにどんどんとお金を使っていくべきじゃないかなと。ただ単に1万円上げる、1,000円上げるということではなくて、そういうところにお金を使っていたきたいなと思うわけでございます。

私はこういう意見でございますけれども、もしできれば教育長さん、市長さん、市長公室長、こういった観点から少子化についてどう思ってみえるのか、一言で結構ですので、簡潔にお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の桜木議員のお考えに対して、私ども執行部にどう思うかということですけど、一応私が代表して考え方を。

子育てというよりも少子化対策ですね。少子化対策というのは、今までの過去の歴史の中で成功した例は一つもありません。この問題は、非常に古い歴史からあるんです。ローマ時代、もう既に紀元ゼロ年ですね。1世紀とか、そのころでも少子化対策をローマはやっているんです。ところが、これも見事に失敗をしております。それから、近いところではスウェーデンですか、これが少子化対策でいろんな施策をやったということで成功物語のように伝えられておりますけれども、その施策を打たれた1年か2年効果があっただけで、数年たったらもとに戻っております。そういうところを見ていきますと、少子化対策というのははっきり申し上げまして、お母さんというか、女の方が子供を産むか産まないかの問題でありまして、ほかのいろんな手を打ってみましても決め手はないということがはっきりと言えるというふうに思っております。

それじゃあどうするかということになれば、今生まれた子供たち、少なくなった子供たちを健全に、しっかりと次世代をしょってくれるように育てる、そういう環境を整えていくということが大事じゃないだろうか。そしてまた、そのすくすくと育っていく子供の姿を見て、女性の方々が、ああ自分も子供が欲しいなあ、こう思っていたくのが一番いいんじゃないかと。ストレートな支援策というのは、ほとんど失敗しております。

それで、もう一つ申し上げたいと思いますのは、この子育てに関連しての経済的な支援というものは、一自治体、小さなところだけが突出してやってみてもあまり意味はない私は思っております。ですから、経済的な支援の体制をどうするかというような議論になった場合には、これはやはり国ベースで考えていただくことではないだろうか。そうすると、自治体として、我々としてやれることはどうかといえば、子育てをしていく家庭の中で負担をできるだけ軽くしていくような、あるいは子供たちがすくすく育っていくような環境というものをどういうふ

うに整えていくかということが、子ども地方自治体としての使命というか、やれる役割ではないだろうか、このように認識をしております。そういう点でいろいろとそれなりにまた考えて施策を展開していきたいと、このように思いますので、またいろいろな点で御助言がいただければと思います。よろしく願いいたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 桜木ゆう子君。

9 番（桜木ゆう子君） どうもわかったようなわからんような話ですけども、とにかく私が言いたいのは、どんどん加速していくこの支援費制度ですね。これを我々も市民ももう一度考え直す機会になればと思って質問をさせていただきました。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） 続きまして、8 番 堀 孝正君の発言を許します。

堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 8 番 堀でございます。

通告による一般質問をさせていただきます。

第 1 点目は、心の触れ合う温かいまちづくりについてということでございます。2 点目におきましては、平成16年度の決算におけます繰越金についてであります。1 点目、2 点目、いろいろ関連がございますので、後に質問の中で後先するかもわかりませんが、よろしく願いいたします。3 点目は、助役の辞職勧告決議におけます責任のとり方について、順次質問をさせていただきますたいと思っております。

さて、第 1 点目でございますが、昨年6月定例議会、新市が誕生いたしまして、瑞穂市の第 1 回の市議会の選挙がございました。そして、新しい議会構成のもとで初めての定例議会がございました。私は、過去の行政経験を生かして、この瑞穂市議会議員として自分の所信の一端を申し述べながら、6 点にわたり質問をさせていただきました。そのときは、いずれにしても一括質問、一括答弁でありました。時間の関係もございまして、実は十分な再質問ができなかった。以来、1 年有余が経過しておりますので、この御答弁をいただいた内容において、どのような施策でどのような推進をされたか、お尋ねをしてみたいと思っております。順次、質問席におきまして質問をさせていただきます。そして、関連の質問の中で財政の状況の資料も調べておきました。皆さんに配付を、議長にお願いをして配付させていただきますので、よろしく願いを申し上げます。それでは、質問席へ移らせていただきます。

〔 資料配付 〕

議長（土屋勝義君） では、堀 孝正君に申し上げます。続けていただきますように。

堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） それでは、質問に入らせていただきます。

市長は、昨年6月の私の質問に、就任時におきまして、「この瑞穂市、小さくともきらり

と光る市にしたい」と抽象的な所信を述べられておりました。そのきらりと光る市はどのような市かということにおきまして、その目指すあれは、福祉の進んだ市にするのか、また教育の進んだ市、さらには環境の整備された都市にするのか、また合併の協議会の中ですり合わせした事項等々、どういう項目をどういう施策で推進されるのか、わかりやすく御説明をいただきたいと質問をさせていただきました。その御答弁は、ここにも6月議会の答弁が載っておりますが、一つの事項に突出したオンリーワンのまちづくりは考えていない。総合的に生活環境の充実したまち、人々の心と心が触れ合う温かいまちをつくっていききたいとのことでございました。

そこで、市長にお尋ねをしたいと思います。15年5月1日から2年有余が経過しておりますが、生活環境の充実したまち、どのように充実されてきたか、具体的にはどういう施策でどのように生活環境の充実が図られてきたか、このことについてまず1点。

そして、心と心が触れ合う温もり、温かいまちといったところで、どういう施策でどういうふうに推進をされてまいりましたか。そのことについてお尋ねをしたい。よろしく願いしたい。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） まだ1年でございますから、具体的にどれだけの効果が出てきているかということを見る段階までには至っていないと思いますけれども、今までに進めてきております一つの施策の基本的な考え方として申し上げることができますのは、まず町の中を市民の皆さんが自由に行き来できる、要するに交流し合えるような環境を整えていくということが一つのテーマだろうと思います。これに関連しましては、一連の道路のネットワーク化の整備、あるいは道路の条件の整備というようなことが考えられると思いますし、いろいろと日常生活の中での便利さというものをどうやってアップしていくかというところにポイントを置いた形で、一つずつの課題を考えてきたということが言えるかと思えます。

それから、心と心が触れ合う温かいまちということでは、人の集う機会、チャンスというもののできるだけつくっていくと。また、そういう組織をどういうふうに構築していくかということに努力を重ねてきたつもりでございます。まだ具体的にどれが効果があって、どれがどうだったということは申し上げられる段階じゃございませんけれども、それなりに努力はしてきておるつもりでございます。

〔8番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 昨年の5月から約1年5ヵ月が経過するわけでございますが、市長がいろいろ御提案をされますときに、基本的な施策といいますか、そういうことに基づいて、それから具体的にどういう事業をやって、そして効果を上げていくんだという、そういう具体的な

例がわかるようにお示しがされません。できれば新年度におきましては、その施政方針、予算の編成方針をきちっと、もちろん国におきましては、総理大臣が通常国会、臨時国会、特別国会に臨むに当たってそれなりの施政方針を示して、それに対して与党も野党も質問をするわけであります。県におきましては知事がきちっと議会に方針を示し、そしてそれに基づいている議論がなされるわけでございます。ところが、本市におきましては、3月もそうでありませぬ。こういったときでも、市長は議案の説明を議案何号は何という、そういうあれだけで、基本的な指針、これはこういうまちづくりのためにこういうものをするんだというきちっとした趣旨説明もないわけでありませぬ。私は、これはびっくりしたわけでありませぬ。これはどんなふうでも後で逃げられますし、あれでありますから、基本的なあれを示してよくわかるようにして、そして行政運営、財政運営に取り組んでいかななくてはいけないと思うわけです。

実は私、ここに何を持ってきたかといいますと、ちょうど私これだけは自分で持っておりました。私、町長時代、その都度、議会のときにこういった第何回の巢南町議会の定例会の町長の提案説明の要旨ということで、こういう資料を前もって配って、そして議案提出します当日に議会の皆さんにもよくしかと見ておっていただいて、説明して、こういう方針でこういうところに具体的にはこういうふうに予算づけをしまいりますということをよくわかるように説明する。これは当然のことなんですね。ところが、私、この1年半見ておりますと、それがなされておらん。そうしますと、旧の穂積町時代からそういった基本的なビジョンをびしっと示して、それに基づいてというものがどうもないようであります。調べた方がお見えになるわけでございまして、ないそうであります。

そうではなく、やはり市長はいろんなときにいろんな質問をされてもまさにうまく答弁をされる。うまく言葉でかわされます。けれども、言葉でかわしても実績が伴わなくては、聖人君子、こんなすばらしくうまくその都度言われる人は、県内の市町村長でも、知事でもこれだけ能力を持った人はいない。うまく言葉で言われる。ところが、実績が上がっておるかといったら、やはりそれにはきちっとした基本的なあれを示して、そして具体的な施策をやって、こういうことにこうやということがわかるように、そしてそれをやろうとしますと、はっきり申し上げて、この市役所の中、横の連携をしっかりとって、その指針に基づいてやる。相当縦と横の連携をとっていかないかん。

瑞穂市の場合は、議会にぼんと提案をいきなりされまして、そして議員もこの議案書をもってその日にあれして、それを聞きながらあれでしょう。そして、提案されたことを事務局が筆記録しています、それで拾って、そうして1日か2日後に配付しておる。こんな市町村は、はっきり言って全国探しても私はまずないと思います。やはり先に具体案を示して、それに基づいて行政運営をやる。議会も前もってもらったらどういう考えかわかる。これは当然だ。それがなされておらん。まさに市長はすばらしい頭ですから、自分でそのことをされる。そこに

大きな間違いがある。

幾ら聖人君子でも、やはり横の連携をとりながらいろいろやっておったら、もっといい行政運営、財政運営が私はできると思います。そのことを申し上げたくて、実は今、質問をさせていただいておるところでございますが、このことにつきまして、市長、どうですか。やはりきちっとした指針・方針を文書で示しながら、皆さんによくわかるようにする。

要するに、きのうの御答弁の中にでも、市民がよく理解をして、市民が参加し、協働ができるようにまちづくりをしていかないかと、こう言われるでしょう。そうしたら、余計にきちっと示して、いわゆるマニフェストですね。これをきちっとよくわかるように示して、参加をしていただいて、そして協働でやっていく。これが瑞穂市の将来にいいものをつくっていくことである。そのことについて、市長のお考えを聞かせていただきたい。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお話でございますけれども、どこまで提示するかということだと思うんです。端的なことを申し上げまして、私はこんなまちづくりたいという理念についてはいろんな機会をとらえて皆さんにお話ししておるはずで。それに対して、要するにそこへ到達するにはどういう方法がいいか、どういう方法があるかという問題については、皆さんにいろんな御意見があるはずで。だから、それを私はこの方法で行くということで決めつけるんじゃないし、みんながやれる方法、それを逆に言うと考えていただきたい。そして、その中からみんなで合意した方法を選んでいくというのが一番いいんじゃないだろうかと、こんなふうに思っているんです。ただ、今申し上げましたように、基本にどんなまちをつくるかというテーマというものはしっかりとらえていなきゃいけないと思います。

ですから、私は担当から上がってきますいろんな施策、提案につきましても、その目標に向かって有効であるかどうかということで判断をしております。だから、これはそれぞれの政策展開の中の手法の問題じゃないだろうかと、このように理解いたします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 今、みんながどのようにやるかを考えてということをおっしゃるんですが、いづれにしても一般市民みたいなのは何もわからんです、はっきり言って。また、議会やったって、その基本的なたたき台がないことには、いいか悪いか、そのあれもできん。やはりその指針を示して、こう考えておるけど、皆さんどうですか、やはりそれよりもこれがいいよといったら修正していけばいいことでありまして、たたき台も示さずして、それではやはり基本的な……。

だから、国にしたって、県にしたって、みんなたたき台をまず示して、それについてどう考えるかと。そのほかにもっといい方法があれば、議会からも提案してくださいよ、一般市民が

らもしてくださいよとって、修正しながらもっといいものにしていけばいい、それが市民参加であり、協働のまちづくりではないか、私はこのように思うわけであります。

このことについて、本当にその姿勢だけはどこの自治体でも基本的な考え方を述べながら、具体的な事業、そして予算づけをしておるんですから、ある程度そういうことで進めていく。自分だけの思いつきでぼーんと、いきなりおっと、これではやはり、そういう姿勢はしてもらわんと本当の市民参加、市民協働のまちづくりは絶対できんと。まず示して、それによって皆さんの意見を聞く。初めから皆さんの意見を聞くんじゃなしに、示して、いいたたき台を出して、そしてやっていくということでございます。その点について、今後そういう方向づけでぜひとも本当にわかりやすくしていただきたい。市民というのは、本当の話がそういうことを望んでおります。

これ以上、私は申し上げません。そういう方向づけで、もしそういうことが今後なされなかったら、私はそのときにはしっかりと物を言わせていただきますけれども、一応こういう方がいいということをごこれまでの1年有余のあれを見て感じましたので、申し上げたわけでございます。

それでは、第2点目でございます。

平成16年度の決算におけます繰越金、これは既にきのうお二方ぐらい、またきょうもちょっと声も出ましたけれども、決算につきまして、この16年度当初の予算は123億4,500万円、これに補正15億400万を加えまして、16年度の決算は138億4,900万円と。そして、歳出が126億2,900万ということでございますので、その繰越金が約12億2,000万円と。100万単位で私は切っておりますけれども、この繰越金は、当初予算の9.8%、また決算額の8.8%。大体いろんな自治体ございますが、当初、また決算のあれに対してこういった高い率の繰り越しのある自治体というのはこの瑞穂市だけだと。これも財政運営の仕方と言ってしまうまでもございます。そのふえました12億何がしの繰り越しができたのは、歳入の面におきまして市税で1億2,500万、地方譲与税で2,800万、消費税の交付金6,300万、地方交付税が3億4,500万、さらには使用料が1,900万で5億8,000万、歳入の大方の大きいものはあったわけでありまして、歳出の方でこれだけ余ったというのが総務の方で6,600万、民生1億3,700万、衛生で5,700万、土木で1億6,200万、教育で1億2,500万、諸支出金で1,000万、合わせまして5億4,700万。この歳入の方と歳出の方とのこういった関係の余計入ったのと出費の方が少なくなくて済んだというのを合わせると11億2,700万にもなりますが、先ほどの12億円がよくわかるわけでございますが、ただこの繰越金12億2,000万円に対しまして、この決算の中で財政調整基金に3億円、減債基金に4億3,000万円、市債の繰り上げ償還に7億6,300万円。ですから、繰越金を含めまして27億1,300万円が、要するに事業をやらなくて結局積み立てられた。積み立ても事業といえは事業でありますけれども、これが合計で27億1,300万であった。これも、

とてもじゃないがよその自治体では考えられん。当初の予算に対します事業として使わなかった割合は 21.97%、決算額に対しましては 19.58%、まあこんなあれはよその市長さん、また市議会議員から、瑞穂市は何も事業をやっておらへんのかというぐらいの大きな数字だと思うわけでありませう。

それで、私がこの決算状況、先ほど皆さんに資料をお配りしたと思いますが、そんな状況でございます。ですから、私、何が言いたいかといいますと、これだけ大きな予算に対するあれをしながら、この環境の充実したあれをと市長が6月の答弁のときにおっしゃいながら、市内ではもう本当に相当な住宅があつて、でこぼこ道でこう薬を張って、まず子供の乳母車、ベビーカーを押してもこんなになっちゃって通れん道、何本があるんですよ、はっきり言って。これだけ大きなお金をするんであつたら、そんな整備ぐらひはすぐ、あしたでもできる仕事なんだ。それがなされておらん。やっておることがちぐはぐだということを私は言いたい。このあれは毎日 365日の生活のあれのそれができておらんというところがあるんですよ。そうしておいて、これだけ大きな繰越金、土木だけでも1億何千万とさっき言ったでしょう。そんなものでしっかりやつたら即できるんです。こんなものは地元が言うからでない、やはり市はそこら辺のところを管理課もあつて見ておつて、あそこはあれやなど、そのぐらいの市内均衡した最低限の生活環境はやらなあかんということを言うんですよ、これだけの大きな金を送ったりしておるんだから、業務が怠慢なところがあると言っている。

そして、もう一つ何が言いたいかといいますと、毎日 365日の生活の中で、はっきり申し上げまして防犯灯、もう日本は安全神話が崩れまして、本当に安全・安心で暮らせるまちづくり、どこもしていない。私はこのことを去年の6月議会で安全で安心でと。この瑞穂市、岐阜県で一番狭い面積の市であると。本巣市なんかは、この瑞穂市の13.5倍もあるんだと。一番小さなところですから、市長に、安全で安心、毎日の住民の生活ができるように防犯灯ぐらひふやして、本当に明るくて安全で安心、そういうあれをつくつたらどうですかと。そういうことは市長は考えておらんと、こういうあれであります。それまで要望があつたところはやりますと市民部長が答えた。ところが、要望しても予算がもう枠がないからこれだけしかできません、これが実態だということを御存じかということです。

そんなもの年間組んでおるのは 200万か 300万です、この市全体で。私があるときに言いましたのは、現在、瑞穂市の中には 2,100基の防犯灯がある。それを3倍の 6,000基にふやしても5万円見ておけばできる。全部新品にして 6,000基にしたって3億円でできますよ。電気代も1基 3,000円、年間ですよ。これ市で全部見たって、10年でも1億 8,000万。この市の財政からいつたら全部の市民が毎日 365日潤う、安全で安心な明るい、どこの市よりも明るい、3倍にしたら明るい、そんなあれにしましたら、そういうところにその地域、その町に愛着が芽生えて心が変わってきて、そして心の触れ合う、心の温かいまちづくりがそういうところか

らできてくると。そういう具体的施策を示してください、そういうことを言っておる。うまいこと口で言うんじゃない、具体的な施策で示してくださいということを私は申し上げたい。

財政の状況、今お示しました瑞穂市の財政調整基金、これは一般会計のあれですよ。これだけの基金、そして地方債、借金の残高、これは特別会計は入っておりません。これは市町村台帳から、県のあれしておるから調べてありますのであれですが、これ見てください。基金に対してよその市の借金、倍率、多いところは大垣市が9.34倍ですよ。50億の基金に対して467億ですね。大体どこもあれであります。この市の計を見ていただきますと、大体持つておるお金の4.15倍借金しておるんですね。ところが、この瑞穂市、瑞穂市はもう16年度末が決算で出しておるわけですが、基金が77億、借金が73億、0.94、もっと基金の方から貯金しておる金、こんな町村は岐阜県内にはもちろんありませんし、3,200どれだけのあれが合併で来年のあれが1,800どれだけになるかと思えます。その中でも、まずこんな数字を上げておるところは私はないと思えます。

何が言いたいかといいますと、先ほど言いました実際の生活の中の道路の状況、市民や地域の自治会長がせんでも市として同じようなレベルができるように環境を整えてあげる。防犯灯ぐらい要望したら、ことしの要望でも、これだけ出してもこれだけはあれやで来年度に上げている、現実にそうなんです。ここに都市整備部長がおりますが、そんなこと言っていないけれども、わかっておるであれやと。私も自分が自治会長で要望しておるけど、全部やってくれんです。それが現実なんです。私は、本当に口で言っておることとやっておることが違っておるということ言っておるんですよ。そのことについて、道路とか、市長、防犯灯の要望のことなんか御存じかどうか、そのことにお答えください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 街灯は、設置は市がさせていただく、そして電気代は自治会で負担してくださいというルールでやっています。だから、これに基づきまして、自治会から要請がある分については、私はほとんど受けて実施できているというふうに認識しております。ですから、今の御指摘は、私自身としてはちょっと意外でありましたので、その点は一遍よく確かめてみますけれども、基本的にはそういう考え方で物事は進めております。

それから、今いろいろと事業のことについてお話でありましたけれども、瑞穂市は決して楽じゃないんですよ。端的なことを申し上げます。要するに、合併以降どれぐらいの設備投資をしてきているかということですね。現実の問題といたしまして、これはちょっと会計が違いますけれども、巣南の古橋での水源維持、これだけでも約7億入れています。それから、巣南地区と穂積地区をつなぐための下犀川橋のうちの負担が約20億でございます。これはまだ20億出し切っていないので、まだあと13億出さなきゃならないです。それから、今いろいろと検討していただいております給食センターの統合の問題、それから、これからの検討課題ござい

ますけれども、消防本部の立ち上げの問題、あるいはいろいろと御議論をいただいております子育て支援センターの構築、さらには市内の各小・中学校が大規模改造しなければならない時期に来ております。こういうものを整備していかなければなりません。その他、道路とかいろんなものを考えていきますと、逆にやらなければならないことがメジロ押しなんです。ですから逆に言うと、できるだけ節約をして、その事業に対応できるだけの財政力をつけておく必要があるわけです。

現実の問題として、私ども、もう既に17年度の予算について検討に入っておりますけれども、ここ数年でのシミュレーションを描いていきますと、端的なことを申し上げまして、要するに合併特例債は完全に使い切ってまだ足りませんよというのが実情なんです。ですから、個々の面でもう少し細かい気配りが必要じゃないかという御指摘はよくわかります。ですけど、全体の財政運営という面で見ました場合には、要するにまちの整備をしていくためにしよっておる課題というもので、大きな資金を必要とする事業が随分残っておるということも御理解をいただいておりますと、このように思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 今御答弁いただいたところでございますが、いずれにしてもこの決算、こういった内容、財政の運営におきましては単年度だけではない、もちろん長期的に見て、これも百も承知しております。当然なことであります。私はそれについてとやかく言うあれではありません。ただ、先ほど言った小さな問題の防犯灯。防犯灯の予算を年間どれだけの部で試みえて、現実になんておるか、そのことを知っておるかということ、現実には全部が要望を受けてもらえん状況にあるということなんです、はっきり言って。市長、それじゃあ防犯灯の予算をどれだけ組んでおるか、自分でわかりますか。

市長（松野幸信君） 知りません。

8 番（堀 孝正君） わからんでしょう。それがそうなんです。来年度にこんだけやるようにしてくださいねと、こうなんです。それが実態だから、何百万の予算なんです、はっきり言って。二、三百万、全部で。それやなしにもう少し、住民の生活は 365日ですから、そういうのにはもうちょっと目をあいて本当の心の通う、狭いところに気配りのされた、そういう行政もしてくださいよと、こういうことを私は言っておる。財政運営の長期的な、単年度で、私もそんなことはもう本当にあれです。私はよく知っていますので、その点についてね。そういった要望が達成されておらんところがございまして、もう一遍御指示をいただきたいと思っておりますし、道路のこう薬を張ったようなところは、どれだけあるかわかりませんから、ないように、どこも同じような生活環境レベルでできるような、そういう指図だけはぜひとも所管の方へしていただきます。どこがあれやといいましたら、私はここで言いますけれども、私、本当は写

真で示そうと思っていたけれども、ちゃんと市の職員がおって、そんなことはわかっておるのに私が示す必要はないから、だからあれです。都市整備部長、そこら辺のことはわかっていますか。どこがあるところや。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 私の方も、やはり個人の意見というよりも、自治会あるいは区長さん方から地域のバランスをとりながらやっている状況で、職員が現場を回って発見したときには、いろんな修繕、あるいは対応もしておりますが、線となりますと職員だけではということもございますし、例えば関連する事業とあわせてやる場合もございます。といいますのは、幅員の狭い道路ですぐやっちゃうと、それで終わりだとなりますと用地の買収が難しくなるといって、拡幅計画があるものにつきましてはできる限り改良の幅員の中でやっていきたい。それについては、多少生活の中で御不便がありますけれども、その辺の観点、なぜそこをアスファルトにするといけないかと。要するに、もうそれで終わっちゃうということで、例えば改良で2メートル買うということになりますと、非常にそういうことができなくなるということで、地元ともある程度御了解を願ってやっている場合もありますので、すべてがすべて当てはまりませんが、十分に配慮しながら、例えば今年度も未舗装道路の部分の改良していくとか、これは地元からやなしに、市の方で、例えば横屋地区におきまして舗装改良も進めている状態でございますので、そこら辺もあわせて御理解願いたいと思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 今、個人の要望とか自治会の要望、いろんな順序があるとか、こういうあれであります。個人が言ったとか言わんじゃなく、私は大体同じような生活レベル、それを著しくあれしておるといのは、それは個人が言うからでない、自治会が言うからでなく、市としてそういうところを整備すると。それは自治会の要望する事業もいろいろあると思いますよ。そんな道路なんかは、その性格もあれですが、基本的なあれですから、自治会でなく、本当の話が市として同じような生活レベルができるような環境に整えると、こういうことあります。やはりどんな事業でも、長期・中期・短期とかいろいろあるだけで、一個人が言うから問題があつてやらんとか、そうやなしに、個人やあらへん、いろんな人が相当通るところなんですね。だから同じレベルにしてあげる、これは市としてやっぱり取り組まなければいけないということを実際に言っておるわけあります。

細いところでできておらんところがある。こういったところも、もう長年経過していますから、防犯上、また今自然環境が変わっていますから、いつ地震が起こるかかわらん。そんなところから、やっぱり防災上もあるということで、もう一度こういったところを点検しながら、どうですかということまで地元が言ってくるんやない、市の方からやっぱり整備していく、そ

ういう視点も大事ではないかということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、時間ももう20分になりましたので、それでは3点目に入ります。

実は3点目は、6月の議会におきまして、助役の辞職勧告が起きました。このことにおきましては、御案内のように、平成17年度予算、一般会計 118億ということで、しっかりとした冊子に載りましてのあれでございます。その議会に出す前に、その中にハリヨの池、瑞穂市が保存して、周囲の公園化を検討する。新聞にその前に既に出て、した事業、要するに、総面積が3万 8,000平米、そして事業費が12億ちょっとというあれで出たあれですね。ところがその土地は、実際には3万 2,000平米、割りかえしたその予算にしたら10億何千万円。12億やなくて1億 8,000万ぐらい、これを担当しておった助役がミスを犯したから。いかにもこの冊子に載せ、また新聞発表しながら、それが実態はこういう大きな失態をしたからです。失態しながら、即わびればいいものを、2ヵ月も置いておいて3月から6月の定例会、それも議会から指摘されてわびたということでもあります。そんなものすぐやっておったら問題にならなかったのです、はっきり言って。それが全然そういう姿勢がない。だから、私はこういう問題。だから議会として、それは的確でない。今、選任同意をするんやったら20人が絶対に同意できませんよと。辞職勧告は12対8でございましたけれども、選任同意やったら絶対に20人ができん。そういう状況にある。そういったあれで辞職勧告決議が出たわけでございますが、このことにつきまして、助役に。

この辞職勧告が出まして、出処進退につきまして、市長にどのように話をされたか。口頭でされたか、何かされたか、そのことをちょっとお尋ねしたいと思ひます。簡単に、したか、せんかです。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 今御指摘をいただきましたように、辞職勧告を6月にいただきまして、事務を監督する責任のある私自身、まことに不徳のいたすところということで、私の処遇につきましては、市長に御判断をいただき受けとめてまいりたいということで、即6月の議会終了後、直ちに申し出ましたし、まず市長からは、直ちに嚴重注意をいただきました。

〔8番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） それは口頭か文書か、どちらでされましたか。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） まずその場で、口頭でいただきました。

〔8番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 口頭で、これは市長にしましたら、はっきりいって、こんなものはしっ

かり見ておってくれたら、担当しておったんだから、こんな問題で全く。ほかのことまでこれあれしてくるんですね。市長の信頼について、はっきり言って。こんな問題を起こしてもらって、本当に。何で私、口頭か文書かと、口頭、やっぱり文書で出されや、やっぱり文書でまたあると思いますけれども、このことについて、今、口頭で言ったと。そのときに、市長はどのようにおっしゃったか、ちょっとお聞かせをいただきたい。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 詳しい内容はなしで、現在のことを十分に私も反省をいたしまして、その内容について大変申しわけなかったということでもまず謝りまして、その内容を十分理解いただいて、それについては今後のこともあるのできちっとやれということで、嚴重に注意をするというふうの内容でございました。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 嚴重に注意をすると。それは、助役のこの辞職勧告におきまして、本来でありましたら、こういう勧告があったら、即、議会に対しましても、こういうふうで本当にあれでありましたと、素直に、謙虚にして、やはり報酬の減額とか、そういうもので。市長には全く瑕疵がないわけでありまして、指揮監督というふうでいえば、責任があるわけでありまして、全く事務の責任者としての助役の失態でありますから、即、そういうあれを出してくれば、こんなことにはならなかった。

要するに、この市役所の中におきましても、この処遇がどのようにされるか。ただ訓告とか、そういうだけで済んだということになったら、職員はどんな失態を起こしたって、何が起こったって、何にもそんなもの謝る必要もない、私はそうだと。これだけはやっぱり何らかの形で責任をとる。やはりそういうことが職員に対する、部下に対する私は示したと思うんです。そのことについて、どのように助役は考えておるか、お尋ねしたい。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 御承知のとおり私は助役でございまして、市長を補佐するという役割でございまして。任命権者でもございませぬので、私自身が私自身で判断して勝手に決めればよいというふうには、自分自身には理解しておりませぬ。ですから、市長の御判断をいただき、まずそれによって、それに従っていきたいという思いでございまして。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 私はこの6月のときにも言いました。東京都なんか、1人の副知事がちょっと強権なことをしたということで、関係のない副知事も更迭してしまった。教育長も収入役も全部更迭したんですね。そのぐらい行政のあれは、ましてこういう実際に大きな目に見え

た失敗をした。本当にこんな行政に当初の事業も全くあれですね、なっちゃったって、こんなもう本当に初歩的な、ちょっと考えられんようなあれをした。それにもかかわらず、何やら何にもなしでしておることには、いささかあれでございます。

この間、北方町で選挙の関係におきましても即処分しております。いろんなあれでも、わかるでしょう。私が一々逐次例を挙げなくても。市長、どのようにお考えでございますか、お答えをいただきたい。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） この議会で助役の辞職勧告決議をされたということは、私自身は非常に重く受けとめております。

それで、先ほど助役が申し上げましたように、要するに今後こういうことのないようにしっかり仕事をせよということで、厳重にしっかりおいたということでございます。

それじゃあ、なぜその程度の処分でとめたかということが一番堀議員の御質問かと思えますけれども、私としましては自分と一緒に仕事をしておられます職員の分限、取り扱いにつきましては、やはり一つの基準によって処理していくということで考えております。そのベースになるものは何かといいますと、地方公務員法、それから瑞穂市の懲戒の手續及び効果に対する条例、それとそれに基づきましての瑞穂市懲戒処分内規というものがああります。この内規の内容と、御指摘の事項と、私なりに十分に抵触するのかどうかということで検討をいたしました。そして、現在の規定の中では、この事項での処分は規定の中に盛り込まれておりません。ですから、口頭注意ということで処理をしたということでございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 助役も一職員と同じような罰則の規定とか、そういう懲罰の関係に基づいて、注意といいますか、訓告といいますか、したということでございます。また、それは市長のいろんなお考えもあってのことだと思えますが、これだけの辞職勧告を受けながらやはり何もしない。

そんなところから、実は、私はこんなことは言わないつもりでおったんですけども、きちんとあれをされておらんもんで、結局こんな文書が二、三日前に来ました。どういうことかといいますと、真相の究明をということであります。「このたび、とんでもない事柄を耳にしたので、真相の究明と賠償の実態、責任者が責任をどのようにとったか。旧巢南町時代、合併1年前らしいが、既に退職をしているセンターのT・Yが空伝票を業者にさせ、その空伝票分を業者から現金、食料物品を自分の懐にしたもようである。このことが事実であるか、また空伝票はどれぐらいだったか、当時町長だった福野助役はどのように責任をとったのか、空伝票をどのように返済したのか、明らかにしていただき、市の広報で公表願いたい」。ここには、翔

の会代表 広瀬時男様、明日の会代表 西岡一成様、こういうふうで来ておる。

私はこういう内容が現実にあったかと。どうもあったようでございます。なぜこんな悪事を、私はこんなもの本当は出したくない。この市役所の中に、あれだけの失態を犯しながら何のあれもない。やっぱり職員の中には不満が充満しておるんですね。だから、やっぱりここの苦情の中でもそうだと思う。あんなもの早くなにしてこういうふうにしてあげばよかった。いらんことまでこんな形で、全く知らんことなんですよ、こんなもの。それを、現実にはそういうことがあってやめておる人があるんだ。これの責任はどうかと。これが助役にこういう問題、責任をとっておたらこんなものも出てこない。私は言いたくない。ところがそういうことなんです。だからけじめが大事やということを私は申し上げておる。もうそれ以上、私、申し上げません。まだまだそういうふうで、こういう形でやっておいたら、本当の話が、いつまでもくすぶってあれですよと、そういう警告をしておきたいと思えます。

時間もあと残り7分であります。この問題につきましては、また後ほどまたかわって質問される方もございますので、私はここまでにとどめまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ここで議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後1時30分より開会をいたします。

休憩 午後0時14分

再開 午後1時31分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

19番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

19番（西岡一成君） 西岡一成でございます。

私は、松野市長の固定資産税の未納問題、福野助役に対する辞職勧告決議可決後の松野市長の対応について、そしてアスベスト問題の3点について質問を行います。

まず第1点目は、松野市長の固定資産税の未納問題についてであります。

本問題につきましては、昨年9月定例議会を含めて、定例会ごとに4回にわたって取り上げてまいったところであります。ことしの6月議会でも、「課税以外の方法でも課税分を実質的に支払う考えがあると理解しておりますが、それによろしいですか」との私の質問に対し、松野市長は「結構です」と答弁をされておられます。

しかし、昨日の山田隆義議員の質問に対し、松野市長は、「課税することはできないというのが税務の結論。その他の方法については、残念ながら私の考えの中ではその方法を見つけることはできない。それがわかればそれなりの態度もとれるが」云々と答弁をされたと思えますが、その答弁に変わりはないでしょうか。まず確認をしておきたいと思えます。

1 回目の質問を終わりますが、2 回目以降は一般質問席で一問一答を行いたいと思います。
議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） この問題につきましては、きのう、山田議員の御質問に対して答弁をさせていただきます。その答弁と考え方は何ら変わることはありません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 昨日の山田議員に対する答弁と何ら変わりはない、こういう御答弁でございました。

それではお聞きをしますけれども、松野市長は、私の考えの中ではその方法を見つけることはできないと言われますけれども、昨年12月25日付の岐阜新聞は、「松野市長は、減免分の納税について、税ではなく任意で支払うと寄附行為に当たるなどの問題が絡んでくると対応に苦慮している」と書いておりました。私がこの問題を取り上げてから1年がたちましたけれども、その他の方法について、具体的にどういう方法があるのか検討はされてきたのでしょうか、お聞きをいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） どの程度をもって検討と考えるかということは見方があるでしょうけれども、私なりにこういう方法はどうかというようなことも、それなりに考えてみましたけれども、一つの結論には至っておりません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私が今お聞きをしたのは、具体的にどういう方法があるか検討をされてきたんですか、その内容についてお聞きをしたいということをお聞きしたわけですから、もう一度答えていただけますか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 内容につきましては、一々御答弁申し上げる事項じゃないと、このように思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 結局、内容は何もないと。今の答弁ですと、私には何も検討してこなかったというふうにしかな受けとめられません。

ではお聞きをいたしますけれども、私は6月議会で、松野市長が課税以外の方法でも支払う用意があると本気で考えておられるのであれば、減給という方法もあるし、市長みずから減給の条例改正案を提案すれば簡単に済む問題ではありませんか、こういう具体的な提案をさせて

いただいたわけですが、それに対して松野市長は、「減給という問題は、それなりに理由、根拠がなければできないことでございますので、そのあたりをどういうふうに理論づけるかということを逆に私は考えさせていただきたいと思います」、こう答弁をされております。

そこでもう一度お聞きをいたしますが、減給についてはどのように具体的に検討をされたのでしょうか、お聞かせください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） どういう理由で減給をするかという問題につきまして、理論的に説明が極めて難しいということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 議員の皆さんもお聞きのとおりであります。先ほどからの私の質問に対して、内容的に何ら具体的な答弁をなされておられません。大変問題だと思います。

ではお聞きしますけれども、減給する理由、根拠がないというふうに、しからばお考えでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私はないと考えております。この手続の問題につきましての事務上のミスにつきましては、前にも私としてこの手続を完全にやっていたことについての監督責任ということで、それなりの自分なりに減給もさせていただき、その項目については、私は済んでおるといふふうに考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今まで私は、松野市長の固定資産税の未納の問題、その内容について住民の皆さんが熟知をしておられる、そういう前提で質問をさせていただきましたけれども、傍聴者の方もお見えになりますので、ここで改めて本問題の事実関係について整理をしておきたいと思います。

市税条例の第71条第2項は、固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限7日前までに減免申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならないと規定しております。また、旧穂積町時代も同様の書類を町長に提出しなかったわけでありませぬ。

ところが、別府字堤内四ノ町1182の1、2,222平米の土地、これは当時松野市長所有の土地でありましたけれども、この土地の固定資産税の減免手続については、昭和53年3月18日付の減免申請書と証明願が1回あるだけで、それ以降は同様の書類が提出されていないにもかかわらず、約26年間にわたり固定資産税が免除されていた事実が明らかになったと、こういうわけ

であります。つまり、旧穂積町税条例及び市税条例に違反をしていたということでもあります。また、同土地を町内会に無償で貸与していたことは、相手方に財産上の利益を与えることになり、公職選挙法第 199条の 2 の公職の候補者等の寄附の禁止規定にも違反しているということでもあります。これが事実関係であります。そして、この事実関係をめぐって、私と執行部との間で、この間 4 回にわたって論議を交わしてきたところでもあります。その要点について、これも改めて整理をしておきたいと思えます。

まず私の主張でありますけれども、減免をするためには条例に規定された手続が必要不可欠であり、それをしていない場合は減免をしないというのが条例の立場であります。したがって、昭和53年以降は条例に違反して減免の手続をしていないのでありますから、松野幸信市長は固定資産税を支払うのが当然である、こういうことでもあります。これに対して、執行部の事務方は、条例違反は認めておりますけれども、課税が可能な 5 年間についても、税の公平性から考えると、当事案以外にも同様の事例があるということで、現に公共の用に供しているという実情を勘案すると課税をすべきではない。課税をするということになると、事務の適切な運用を怠り租税を減免してきた課税庁側の瑕疵を一方向的に納税者の責めに帰して賦課するということになり、納税者の信頼を裏切る行為になる。これが事務方の言い分であります。これに対し松野市長は、手続がされていないケースにおいては、当然課税をすべきであると認識している。私自身は支払ってもいいという考え方を持っているし、その考えは変わらない。また、課税以外の方法でも課税分を自主的に支払う考えがある。これは冒頭で述べたとおりであります。

それでは、事実関係とこれまでの執行部の主張を踏まえて、前の質問の続きを行いたいと思えます。

松野市長は、先ほども申されましたけれども、本問題について、条例どおりに職員が事務をしていなかったことの監督責任を理由、根拠として、10% 3 ヶ月の給与をカットされたわけがありますけれども、市長みずからの条例違反という点については、減給の理由、根拠にはならないんでしょうか、お聞きをいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私自身が条例違反をしているというふうには、私は認識しておりません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 恐れ入ります。もう一度答弁をお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私個人のサイドにおいては、違反しているとは思っておりません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 個人サイドでは違反をしていない、こういうふうにおっしゃられたわけですね。じゃあ、個人サイドでは違反していないにもかかわらず、では今まで私が前段で申し上げたように、手続がされていないケースにおいては当然課税をすべきであると認識している。私自身は支払ってもいいという考えを持っているし、その考えは変わらないと。また、課税以外の方法でも課税分を自主的に支払う考えがあるというのは、どういう根拠に基づいてこういうことを言われておるのでしょうか。個人サイドにおいては違反をしていない、違反をしていないのであれば支払う必要がないという論理が成り立つと思うんですけども、それを支払うというためには、それはどういう根拠でしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 税の事務の手続上の手落ちによって課税がされなかったということですね。だから、その手続のミスがなければ支払っておった税でございますので、要するにその辺については、私としては払ってもいいという考え方をっておるということを申し上げたわけです。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 手続のミスがなければ支払っておった。だから、支払ってもいいと、こういうことでいいのでしょうか。いいですか。

じゃあ、次に質問いたします。

6月議会でも松野市長は、「減免の手続の仕方について、事務当局が十分にやっていなかったことの瑕疵に対しての事務的な責任は私がとらせていただきました。しかし、私が申請書を出していなければ当然課税されてくるべきなんです。それがされていなかったという問題について、事務の手続が漏れていたということで責任をとらせていただいたんですけども、課税をしてこなかった問題に対しての事務の責任というのを私がとるということは、ちょっと論旨が飛躍しているんじゃないかと思えます」と、このように答弁をされております。

しかし、私はこの答弁の後段の、「課税をしてこなかった問題に対しての事務の責任というのを私の方がとるということはちょっと論旨が飛躍しているんじゃないかと思えます」という部分が大変問題であるというふうに思っております。松野市長が全く行政に携わっていない一般住民、松野幸信氏のままであったならば、その主張はもっともというふうに私も理解をいたしたいと思います。ところが松野市長は、約10年間にわたって行政のトップとして在任をされている。まさに行政のプロであります。そんな立場の人と、失礼ですけども、条例がなんであるのか、あるいは行政の手続がどういうものか、あまりおわかりになっていない一般の住民の方と同じ立場で扱うということ自体が問題だというふうに思いますが、いかがでしょうか。これは関谷部長に答弁をお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でありますけれども、私ども執行部といたしましては、あくまでも個人土地所有者 松野幸信氏と、そして公職の市長という立場とははっきり区分をいたしております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） はい、じゃあ次の質問に移ります。

今ここに減免申請書、昭和53年3月18日、松野幸信氏の署名がありますけれども、これ、ちょっと市長に見ていただきたいと思います。

今申し上げましたとおり、それは昭和53年、1回だけ出された松野幸信氏名義の減免申請書と証明願いですけれども、この署名は松野市長御自身の自筆でしょうか。それをまず確認しておきたいと思いますが。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 署名は私です。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、なぜ確認をさせていただいたかといいますと、昨年9月議会で松野市長は、「私はこの減免の制度というものがあるということは知っていますけれども、そのためのどういう手続をしていくかどうかということは、今回御指摘いただくまで認識しておりませんでした」と、こういう答弁をされておるわけなんです。そうやってまいりますと、今御答弁いただきましたように、この署名は自分の自筆であるという事実からすると、今申し上げた、昨年9月議会で松野市長の答弁は事実と反するというか、ということになるんじゃないでしょうか。百歩譲りますと、記憶間違いじゃないですか。いい表現をしますね、僕。事実と反するんじゃないですかということをまずお聞きをしたい。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 提出する書類について、必要だからサインをしてくれということでサインをしたことと、その手続をどういうふうにしていくかという問題とは、ちょっと別の問題じゃないかと、こう思います。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 手続は別の問題だというふうにおっしゃいましたけれども、社会通念上、減免申請書があって、そしてその減免を証明するための願い、例えばこれは松野武雄さんという方の署名で、右の物件は町内会の学童等の遊び場として無償貸与していることを証明願

いますということで出ておるわけなんですけれども、こういうものがあれば、減免をするための手続の一環としてこういうものがある、手続の中にこういう流れがあるんだということは、当然認識されておられるんじゃないでしょうか。いかがですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 手続というか、この書類を出さなければならないということは当然知っています。ただその書類の形式、どういうふうの届け方をするかということは知っていないということです。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それは詭弁です。減免申請書とその減免を証明する文書があれば、これは減免を申請するための手続のための文書で、これは一般通常人の判断からして常識ですと言っておきます。

それを踏まえて、今この答弁が事実と反するというのも問題なんですけれども、そのことを私はあえて強調したいわけではなくて、松野市長は減免申請の手続を1回行ってあります。前にも申し上げましたね。その手続を知っていたわけですから、減免申請のためにはどういうものを出すんだということをみずから書いておるわけですから、インプットしているわけですから、手が覚えているわけですから、少なくとも御自分が行政のトップについた時点からは、条例の手続に従って減免申請書や減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長、つまり穂積町長時代は町長、御自分に提出をする責任があったわけでありまして。それをみずから怠り、条例違反の状態を放置したのですから、責任を事務方にのみ転嫁して自分自身の責任を回避するという態度は許されないことではないでしょうか。これが減給の理由、根拠にはならないんでしょうか、お聞きをいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） ですから、要するに事務の処理にミスがあったということで、監督責任をとって10%の3ヵ月という減給をさせていただいておるのではないですか。

といたしますのは、私が減免申請書を出さなかったことを随分おっしゃいますけれども、逆に申し上げますと、減免申請書が出てきていない物件に対して課税をしなかったというところのミスがこれむしろ問題であると私は思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私が申し上げておるのは、1回といえども自分が署名をして減免申請書と証明願を出しておるということは、繰り返しますけれども、減免をするためにはどういう手続、どういう文書が必要であるかということは知っていたわけでありまして、とするなら

ば、自分が町長あるいは市長になって、一番最初、町長になられたそのときにおいて、条例に基づいた手続をみずからがやるのが当然の筋ではないかと言っておる。私は当然だと思います。なぜそのときやらなかったんですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 前にもこの問題を議論したときに申し上げましたように、要するに53年でしたか、一番初めに出しまして、それ以降、その減免の形で固定資産税の納税の請求が来ていないということで、その状態が続いているということで、毎年しなければならないということについては、私が、そのときにも申し上げたと思うんですけども、必要であるということとは認識していなかったということを申し上げていると思いますけれども、問題は、それを出さなかったことに対する対応ができていなかったということの方が大切ではないでしょうか。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 僕にはそれも詭弁だと思いますね、それは。それは普通であるならば、1回書いておれば、自分がなったときに、あるいはその次に何で書かなんだ、あるいは何で書かなくてもいいというような説明を、当時、職員のどなたかから説明は受けたんですか。それをちょっと教えてください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 当時というよりも、もうその50何年に、一番初めに出しまして、それ以降、書類がないからとか、書かなければいけないぞという指摘を一切受けておりませんので、その状態がずうっと続いてきたということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 当時の状況があまり具体的によくわからないということですね。

それで、次の質問をさせていただきますけれども、そもそも私は減給の話を今ずうっと市長とやりとりをしていますけれども、松野市長には課税もできるんだと、こういう立場をとっております。先ほども申し上げたとおり、事務方は、税の公平性から考えますと当事案以外にも同様の事例があるということで、現に公共の用に供しているという実情を勘案いたしますと、課税すべきでないというふうに判断をいたしております。課税をするということになりますと、事務の適切な運用を怠り租税を減免してきた課税庁側の瑕疵を一方的に納税者の責めに帰して賦課するということになりまして、納税者の信頼を裏切るという行為になるうかと思えます。こういうふうに総務部長が再三繰り返し答弁をされておるわけですけども、私に言わせれば、これも繰り返しますけれども、松野市長が行政のプロであり、最高責任者であるという観点を無視して、一納税者としての側面だけを強調し、その上で一般納税者との公平性を云々して課

税はできないという結論を導いておる、私に言うともうそういうことなんです。それは、本年6月議会での関谷部長の答弁でも明らかであります。こうっております。「ほかの、市長以外にも24件39筆あるわけでございますけれども、こうした方にも課税の信頼を裏切ることになると判断をしております」。これも繰り返し総務部長は答弁をされておるわけであります。

しかし、私が思うには、課税というものは、市長と他の公共の用に供している地権者とを公平性の観点だけから判断するのではなくて、すべての納税者全体との公平性の観点から判断をすべきであるというふうに私は考えております。つまり、すべての納税者への課税は、条例に基づいて行われているのですから、公平性の物差しとは条例ということになるのではないのでしょうか、関谷部長。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘のとおり、公平性といいますか、その基準につきましては、あくまでも税条例に基づいてということになります。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 御指摘のとおりということと言われますと、私はどう受けとめるかという、先ほど申し上げた、ほかの、市長以外にも24件39筆あるわけでございますから、こうした方にも課税の信頼を裏切ることになるということを、その観点だけじゃあなくて、全体の納税者との関係で見るとというのが私のさっきの主張なんです。だから、そのとおりですというと、関谷部長の答弁は引っ込めてもらわなきゃいけない。間違っていましたということを取り下げてもらわないといけない。そういう意味ですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） いや、私の申しておりますのは、あくまでもこの条例の71条の規定に基づいて減免をしてきたということで、先ほどからも申し上げておりますように、見解の相違はありますけれども、私どもといたしましてはあくまでも土地の所有者 松野幸信氏という考えで進めております。先ほどから、市長からも話がございましたように、この固定資産税につきましては、市民税とか所得税の申告と違いまして、課税庁側からあくまでも土地の所有者側へ一方的に賦課をする。そして、それに対して減免申請が出されるということで、もともとこの土地につきましては、私どもから賦課をしていないわけでございますので、その点、よろしくお願いをしたいと。要するに御承知おきをお願いしたいということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 公平性の物差しとは、条例ということになる。それを別の言葉で言えば、行政がすべての納税者の中に条例に基づかない例外を認めること自体が公平性を欠くもの

であり、納税者全体の信頼を裏切ることになるのではないのでしょうか。例外は条例に規定をしなければいけない。例外を条例に規定しないで例外を行うということは、条例を公平性の物差しとするならば道が外れることじゃないですかと聞いておる、それはどうですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） このことにつきましては、例外というふうには考えておりません。あくまでもこの71条の規定に基づいて実施した。ただ、手続に瑕疵があったといいますか、ミスがあったということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 時間がありませんので、ちょっとはしょってお聞きをいたしますけれども、関谷部長にお聞きをしますけれども、関谷部長は松野市長から切符を切るようにとの指示を受けたことがありますか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ありません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 指示を受けたら切りますか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 私ども執行部の判断といたしましては、公平性を欠くということで、今納付書を発行するということはありません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 確認します。切符を切らないということですね。切らないわけですね。

先ほどから話をしていますけれども、時間がないのでもう少ししか質問できませんけれども、松野市長以外の一般の住民に対する態度であるならば、要するに関谷部長の答弁で私も理解をさせていただく。ただ、決定的に抜けているのは、松野市長の問題のみならず、その問題だけでなく、事務方の責任のとり方の問題。監督責任だけで10%の3ヵ月とただだけで、結局はこの条例違反そのものに対して、事務方も何にも責任をとらないということなんです。

けれども、今までの議事録を調べてみると、平成16年12月議会で、私が市税条例第71条第2項の規定は、その時々を担当者は知らなかったのでしょうかという質問をさせていただいた。それに対して関谷部長は、「職員としては承知をしていたというふうに解釈をしております」と、こう答弁をされたんですね。これはどういうことかということ、条例を知っておりながら、

それを無視して、あえて申請書や添付書類を出させなかったという歴代の事務方の責任の問題。このことは、結局は一般の住民に対して課税庁側の瑕疵を押しつけることはできないからと言いながら、自分たちの責任もとらない。こういう論理は、私は大変ひきょうな論理だと思います。条例が物差しとするならば、そんな行政をやっていったら、一事が万事、この問題だけじゃなくて、そのほかの問題にもそういう定規の狂い、むちゃくちゃやってしまうことになるのではないかと危惧をするんです。だれも責任をとらない。その監督責任、事務方に対する監督責任ということだけで10%3ヵ月とっただけで、それ以外とらない。そして一番大義名分は、一般の地権者の皆さんに課税庁側の瑕疵を押しつけることは信頼を裏切ることになるんだと、こういう言い方で流してしまう。これはやっぱりまともな議論じゃないと、正々堂々とした議論ではないというふうに私は思いますよ、行政としてはね。そういうことが、物差しが狂うから行政が信頼されなくなる。

私はそういう意味でいえば、先ほど福野さんの問題にまたなりますけれども、それこそ地方公務員法に、きちっと職務に全力で専念しなければいけないんだという規定が地方公務員法に明記されておるわけでしょう。職務に全力で専念するということは、当然、条例だとか規則等を遵守して行うということでしょう。だから地方公務員法にも違反しておるんですよ、条例違反だけじゃなくてね。それでも全然責任をとらない。これは簡単に手続の問題というふうに考えちゃだめなんです。根本的な行政の住民に対する政治姿勢にかかわる問題なんです。そういうふうに受けとめるか、受けとめないか。単なる手続ミスだとなると、2番目の福野助役の問題についても単なる事務的なミスだという話になる。

私が約20年前に摘発をした町開発公社の土地不正事件、これだって事務手続のミスであったんですよ。松野現市長のお母さんが政治的にやめてしまう、助役も収入役も逮捕される、建設課長も逮捕される。国会で橋本龍太郎、当時の大蔵大臣が、不動産屋の上前をはねるようなんでもないことをやっているとまで言われた事件が、この穂積町議会の中では単なる事務的なミスだった。この全然認識が違う。手続といたら軽いものだと、こういうふうにみんな受けとめてしまう。だからあえて、私は手続というものはそんな軽いものじゃないんだと。根本的な物差しにかかわる問題なんだ、行政の信頼にかかわる問題なんだということをあえて言いたいがために、何回も繰り返し強調をさせていただいておるわけであります。

時間がもうありませんので、この問題については市長の答弁は、今までよりもさらに後退をしておるというふうに私は印象を受けましたが、基本的に本当に素直になって事実をしっかりと見詰めて、そしてだれもが納得できるような解決の方法というものをとっていただきたい。事務方についても同じであります。小役人というか、そういう根性を持っていてはだめです。全然話にならない、そんなことでは。

2番目の福野助役に対する辞職勧告決議可決後の松野市長の対応についてでありますけれど

も、これも先ほど答弁をされております。私の聞き違いであつたらまた御指摘をいただきたいんでありますけれども、堀議員の質問に対して福野助役は、「まことに不徳のいたすところであり、市長より辞職勧告決議後、直ちに嚴重注意があつた」と、こういうふうに答弁をされたというふうにとめております。松野市長も、「重く受けとめ、今後こうしたことのないよう本人には嚴重注意をした」と。また「取り扱いの基準が必要であり、地方公務員法、条例規則、懲戒の内規等に照らして対応を決めた」というふうな旨の発言をされたというふうにとめておりますけれども、それでよろしゅうございますか。

それを踏まえて、私が思いますのは、先ほどの松野市長の固定資産税の未納問題も同様でありますけれども、住民に対して目に見える責任のとり方が必要だというふうに思いますが、福野助役はそうは思われませんか。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 先ほども申し上げましたように、私としては助役として補佐する身でございます。そんな意味で、自分で自分自身を勝手に決めればよいというふうには理解しておりません。ですから、市長の御判断をいただくのが筋ではないかというふうに理解しております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 嚴重注意ということで済む問題だというふうに助役はお考えでしょうか、お聞きをいたします。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） それも含めまして、要は市長の御判断でお任せするという身ではないかというふうに思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 市長の身の問題では市長と職員、今度は助役の問題では市長と助役。とにかくボールがあっちへ行ったりこっちへ行ったりして、ちっともぴしっと受けとめない。それを回し合っている、順番に。明確な責任をとらないということが、実は特徴であるというふうに思わざるを得ません。

やはり議会が辞職勧告決議をした、その重みが、何のことはない嚴重注意である。二元代表制の片一方の議会が助役の辞職勧告決議をした、それを重く受けとめる内容が嚴重注意。これがはかりのてんびん、イコールだということですね。議員の皆さんもよくお考えいただきたい。議会の辞職勧告決議と執行部の側の嚴重注意というものがてんびんでつり合うという認識を執行部がされておるといことです。そういうことを確認しておきたいと思ひます。

あと9分ですので、簡単にアスベスト問題について、きのうから皆さん、執行部にただされておるわけですがけれども、自治体は地域住民全体の命と健康を守る責任があると思います。その意味で、公共施設についてはおくれらせながらも調査を行うということで、何とかカバーをしていけるだろうというふうには信頼をいたしますけれども、問題は民間の建築物の調査をどうカバーをしていくのかと、こういうことも重要になってくると思います。

昨日、篠田議員が具体的な補助金制度の提案をされておられましたけれども、これは早急に対処すべき問題だと思います。松野市長は、おもしろい価値のあることというような答弁をされましたけれども、率直に申し上げて、今ごろそんなことを言っていたらいけないと思うんですね。毎日、新聞を見ていけば、だれでも情報が入ってくるからわかるわけです、他の自治体の動きにしてみても。今、そんなことを言っておるような段階ではないという受けとめ方が私は必要だというふうに思っております。

つまり、地域住民に密着する自治体、瑞穂市であるならば、国だとか他の自治体がどうとかいう前に、先に先取りをして対策が問われているのではないか。そういう意味では、質問だけして答弁をもらう時間がありませんので、ちょっとしゃべりますけれども、要するに、今後は早急に専門家を含めた共同スタッフによるアスベスト対策のようなチームをつくって、建築物の調査だとか、あるいは健康被害の問題だとか、あるいはアスベスト使用建築物に対する点検とか、指導だとか、あるいは解体をするときの所有者、あるいは行政の責任だとかいうようなことを盛り込んだような、アスベスト条例みたいなものをつくっていくというようなことも含めて考えていかなきゃいけない問題ではないのかなあというふうに思っております。ぜひそういうふうな方向で研究をやっていただきたいというふうに思っております。

それで、もうあと6分しかありませんので、最後に、これも緊急でしたので通告はしておりませんが、堀議員の一般質問の最後でやられたと思いますけれども、実は真相の究明をということで、言われた中身は一緒ですが、給食センターの問題で、私の名前でも投書が来ておるんです。投書をされた本人としては、やはりそれが真実であるか、真実でないかということ、匿名だからという理由で調査をしないということにはならんわけですね。今まで、私もこの穂積町議会の時代から匿名の投書をいっぱい受けとめました。そして事実調査もみずからやりました。で、根拠がないなあと思うことについては取り上げないように努力をします。しかし、やはり調査をしていってこれは事実に近いなという証拠や証言が、状況的な証拠もそろったら、それは本当にどうだったんですかということで具体的な質問をしてきたわけですが、そこで確認だけしておきたいんですけれども、そういう給食センターの職員が空伝票を業者にさせて、その空伝票分を業者から現金や食料・物品を自分の懐に入れたもようであると、こういうふうな投書の内容なんですけれども、当時、福野現助役が巢南の町長をやられていたということですので、この件について全く知らないのか、多少それとは違うけれども別の

ような感じの話が、給食センターの件についていえば、給食センターと言われれば、ああこういうことがあったなあというようなことで思い出すようなことがあったのか。その点についてだけ、まずここで確認をしておきたいというふうに思います。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） まず匿名の内容についても、何も中身は私、わかりませんが、私の町長時代には何も知りませんでした。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 一応、本会議での助役の答弁ですので、私たちもこの投書をいただいた以上は、やはり調査をさせていただかなきゃなりません。それで何もないか、あるか、それはわかりませんが、もう1回念のために福野助役の確認だけ、何もなかったんですね。それだけ教えてください。

助役（福野寿英君） 私は何も知りませんでした。

19番（西岡一成君） じゃあ、終わります。

議長（土屋勝義君） これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（土屋勝義君） 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時30分

